公益社団法人 日本柔道整復師会・機関誌

日整広報

Feel!Go!

VOL. 248

2019 / 1 新年号

公益社団法人日本柔道整復師会

www.shadan-nissei.or.jp

表紙タイトル『Feel!Go!』について

「Feel」と「Go」という２つの単純明瞭な英語単語自体の意味については改めて記すまでもありませんが、中学生でも分かる「感じる」と「行く」という意味です。そして、それぞれに『！』という感嘆符をつけて言い放つスタイルを採ることで、全ての柔道整復師が共に連携してほしいという願いを込めました。

この「Feel／感じる」という単語自体は、主に感覚的な意味を持ちますが、ただ「聞こえる・hear」や「見える／see・sight」といった受動的で漠然とした「どこからともなく聞こえてしまう」や「目を開けていたら自然と目に入ってくる」という意味合いの「見える」ではなく、むしろ自らが進んで積極的に注意深く「聴く／listen」や、「注目する／watch」といった能動的な意志と方向性をもった感覚として捉えています。

また、「行う」についても、目指す目的やポイントも定めずに、何となく行う「do」ではなく、あえて明確な方向性を示した「Go」を選びました。

それは、この激動変化の時代の流れの中で、我われ柔道整復師がどうあるべきかを示す指針であるべき「広報誌」の根本を見つめ直す作業が今こそ必要だと考えたからです。身の回りで起こるさまざまな変化に対しても、ただ漠然と「感じる」のではなく、その先に何が起こり、何をすべきかを考えられるようにするために「感じ取る」ことを目指さねばならないとの思いを込めています。そして、まずはタイトル、装丁、コンテンツを変えていこうということになりました。

また、そこには柔道整復師としての「手技」と同様に、整復や固定の技術をただ押し付けるのではなく、環境と状況を感じ取り、的確に適応させるためにさまざまな思考を巡らせる必要があるという方向性とも重ねています。

更には、いくら考えたとしても実行が伴わない思考では、決定にも、実行にも至らずに、その結論としては“何も起らない”ことになってしまいます。さまざまな事柄に対し、自らは何もせず、目の前を通り過ぎるのを待つ時代は過去のものです。自ら一歩前に歩み出て、そこで全身で感じ取り、あれやこれやと考えて、最善の方法を模索し決定する。その目的に向かって、やるべきことを躊躇することなく確実に実行するという姿勢は、正に現在の日整執行部が進めようとしている「改革の指針と姿勢」そのものです。それを今回タイトルに織り込んでみたというわけです。

更に、文字デザインには、「Feel」には滑らかな鳥（隼）の羽の如（ごと）き柔整手技の滑らかさを重ね、鳥の翼の羽先と指先を重ねたデザインにして、日本全体を束ねる日整のオールジャパンの「J」の形で表現してみました。

また、「Go」部分では、スピード感と永き伝統を現した長く伸びた腕の先には「実行」を意味する「起動スイッチを押す指」が繋っています。

この停滞した時代を打ち破るため、日整は情報を発信し、広報から業界を変えていこうと思います。さあ、新しい時代に向かい、皆でそろって一歩前へ進みましょう！

目次

2019 新年号

2 新年挨拶
利他専心
会長　工藤　鉄男

4 年頭所感
内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　根本　匠
日本医師会会長　横倉　義武

11 新春インタビュー
柔道整復術公認100年の節目
整復技術の伝承と発展

24 日整合同部会
先達のレガシーを未来へ

26 公益レポート
西日本豪雨災害岡山県柔道整復師会のとりくみ

27 公益レポート
北海道胆振東部地震での北海道DJAT医療救護活動

28 未来展望
第３話（最終回）　社会的信頼度を高める場に
～救護活動の意義と経緯～

30 特別連載
柔道整復師のための楽しい統計学

32 グランドスラム大阪2018 救護補助活動報告

33 柔道グランドスラム大阪2018 トレーナー活動報告
駐日モンゴル国大使館 大使閣下就任レセプション

34 全日本柔道連盟医科学委員会報告

35 平成30年度日整主催学術大会一覧・平成30・31年度周年記念式典開催日

36 理事会だより

38 会務執行状況

40 第37回東京学術大会

41 第43回近畿学術大会　兵庫大会

42 第53回東海学術大会　静岡大会

44 本の紹介　よくわかる文章表現の技術Ⅰ ―表現・表記編―［新版］

45 日整HP「インフォメーション」からご覧いただけます

46 日整文芸

47 四季の風

表紙写真の解説
富山湾越しに3,000メートル級の山々が連なる立山連峰を望む、雨晴海岸（高岡市）は四季を通じて、観光客に人気のスポットです。

●WebPage　日整ホームページ http://www.shadan-nissei.or.jp/
トップページの最新情報、健康情報誌「日整広報Feel!Go!」VOL.248または「日整広報誌バックナンバー」から入り当ナンバー広報誌をクリックしてご覧ください。QRコードもご利用ください。

利他専心

公益社団法人日本柔道整復師会
会長 ◆ 工藤　鉄男

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様には恙なく新春をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。

さて、今年の干支は十二支の中では締めを飾る「亥」年ということで、「これまで取り組んできたことに結果を出す年」とも言われ、柔整業界改革に「結果」を出す年としては正に“持って来い”の年廻りと言えます。これまで、我々は「決まり事」がなければ内外双方のさまざまな方面での「逃げ」を許し、思った方向へ確実な変化をつけることができない現実を体感してきました。そうした過去への反省から、あらゆる方向に気を配り、何よりも医師会との連携強化を実現させたことで、昨年４月には「教育改革」と「制度改革」を見事に実現させることができ、国の社会保障の方向性に明確な「決定」を示すことになった訳です。

そして、今年は「決定から実行」の段階に入っていくことになります。物事は決めるまでの段取りが８割と言いますが、今回の改革は平成時代の約30年間という非常に長い年月を踏まえてここまで慎重に段取りを進めてまいりました。そうした十分な準備の上で築き上げた今回の「決定」は、既に各方面において、実行力をもって柔整業界の仕組み緩みを見事に正す方向へ確実に変化を見せ始めています。

ところが、まだまだ“改革の果実”を実感できないと感じる会員がたくさんおられることも承知しています。とはいえ、これまで正しく柔整施術を行い、正しく請求を行ってきた公益社団の会員の皆さんにとっては、「正しい」のは既に当然のものであり、そこに大きな変化は起こりません。これから起こる変化は、柔整業界を「正しく評価していただき、不正者を正す」ところにあります。既に正しくある公益社団会員に急激且つ劇的な“果実の甘み”を実感していただくには、自らではなく他が変化する必要があり、それには今少しの時間が必要となります。

また、内なる変化としては、今回の改革の「決定」が47都道府県の隅々まで「実行」されるためには、ただ待っていれば良いのではなく、各地域ごとに「協定」を締結している各都道府県社団自身が、今回「修正された内容」を各地域自治体や行政等との見直し作業を進め、確実に「実行」に結んでいただかなければなりません。

例えば、「道路の信号が“赤”は止まれ」と規則があっても、それを確実に守らせて、止まらない車両を取り締まれるという「実行」が必要なのです。もちろん、交通ルールが事前になければ話になりません。

さて、実行の年となる今年の「亥」年には「猪突猛進」というイメージがありますが、柔整業界の改革の「実行」にあたっては、無闇矢鱈にただ突き進める豪快さを追求している訳ではありません。我々が改革で実現させたい第一は、一切揺らぐことなく「地域社会とそこに暮らす人々の幸福」であり、そのために必要な変化です。

柔道整復師を代表する唯一の団体である公益社団法人日本柔道整復師会では、柔道整復師がその資格として本来持つべき基本理念として「柔道整復師倫理綱領」を約30年前となる昭和62年６月に定め、職業への誇りと責任・仁慈の心で奉仕し、規範となる人格を陶冶すること、他者への尊敬と協力に努め法令を遵守し、学問や技術向上に努め、差別無く誠意をもつことを社会に向けて高らかと宣言したのです。

ところが、その翌年の昭和63年には柔整業界を

分断する「個人契約」が許されてしまいました。これは戦後の経済成長を支えた「利益追求型思考」の影響を強く受け、西洋風の「個」を重視するあまり「全体」が管理できなくなるという負の力を持っていました。この大きな渦は、せっかく日整が掲げた「柔道整復師倫理綱領」とは真逆の流れとなり、この30年間柔整業界はカオス化・混濁化して、日本全体が「個の利益」を優先する新資本主義的な方向へと進んだ状況にも後押しされ翻弄されてきた訳です。

そして、経済が低迷した“平成”時代においては、「経済再生、デフレ脱却」の名の下、財政健全化として、本当に必要な「国民の健康」に関する部分を削り、規則を破ってでも利益を追求する経済至上主義者による個人主義、利己優先主義の流れが進み、規制を緩め、医療までを「利益」で考える医療産業化への動きが加速しています。

さらに最近では、ITからICT、IOTといったデジタル情報化とその技術の急激な進歩は、地域社会の人達の直接的なつながりを分断し、その代わりに便利な機械やインターネットという便利な共通情報流通のプラットフォームを定着させています。そこはネット上でやりとりされる全てのデータを元に、個人の思考や嗜好をも予測し対応するAIによる管理体制が確立されつつあります。さらには、データが地域や国家の壁を瞬時に乗り越えて、その流通過程で必要であったさまざまな文化やつながりさえもが大きく変化し始めています。便利になること自体は望ましいことでもあり、多くの人達はデジタル化の進歩を「豊かになった」と感じているのも事実ではあります。

しかし、人間は自ら「考える」ことを徐々に軽視し、言われるままに与えられた環境の中でのみ生きていくという可能性さえもが見えるようにも感じます。もしも、そうした方向へ社会が変革するとしたなら、物事を「決定」するのは人間自身だと思っていても、そのための「選択肢」として提供される情報や選択範囲が他のさまざまな環境を優先させた効率性によって、他者（AI）に勝手に狭められたりもするかも知れません。それは社会全体に関わる大きな変革であることは間違いないでしょう。

しかし、人間は他者とのつながりの中で生きていく社会性の動物です。例え、便利なツールがどれだけ増えて、自宅に居ながらに買い物やコミュニケーションできる環境が確立され、自動車産業やインフラ等にも大きな変化が起こったとしても、最終的な人と人との「触れ合い」の部分をそれだけで満たせるとは私は思いません。まして、健康に関しては尚更です。

こうしたデジタル化の大きな変化に対し、我々は患者さん一人ひとりの別々の症状とそれぞれのニーズに“丁寧で心に触れる施術”を行う柔道整復師を貫くことで、社会保障と対立する医療の産業化に対峙していかなければならないと考えています。

情報化やデジタル化、グローバル化の流れは、否応なしにこれまで我々自身の回りにあったさまざまな考え方や組織のあり方、地域社会の連携さえをも変えていく大きな潮流となっていることは間違い有りません。

そうなれば、当然ながら国の制度や企業経営、個人の生活までもが従来とはまったく異なるものにならざるを得ないことになります。世界に誇る「国民皆保険制度」でさえ、今後は混合診療のあり方や海外からの民間保険の導入など、さらなる黒船来航さえもが予測できます。

とはいえ、まだ起こってもいない未来にただ怖れるのではなく、柔整業界は“攻めて守らず”の前向きな精神を持って現実的に起こり得ることを積極的に予測し、そこへの準備を行い、先ずは「電子化」への対応を目指してまいります。そして、これからも日整は、諦めることなく「利他専心」の志で邁進してまいります。何とぞ、会員の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後に、今年が患者さん、そして柔整にとって良い年となりますことを祈念し、重ねて皆々様のご健康ご多幸をお祈りしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

透かし文字に込めた想い

今回の透かし文字には、「必攻不守」の文字を選びました。公益社団日整は、業界を代表する唯一の団体であるとの自負を持ち、如何なる環境にあっても決して逃げや「守り」に回ることなく、常に自ら前向きに「攻める」精神を持ち続け、一歩づつでも前進するという強い意思を示したものです。

年頭所感

自由民主党総裁　内閣総理大臣　安倍　晋三

新年あけましておめでとうございます。

平成最後となる初春を、皆様におかれましては、穏やかに迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年は、全国各地で大きな自然災害が相次ぎました。被災者の皆様が一日でも早く心安らぐ生活を取り戻せるよう、政府一丸となって復興を進めてまいります。

平成はバブルとともに始まり、経済はその後、長いデフレに突入しました。失われた20年、就職氷河期の到来、未曽有の自然災害。人口が減少する社会は成長できない。「諦め」という名の壁が日本を覆っていました。

私たちは、この壁に挑みました。

６年が経ち、経済は成長し、若者たちの就職率は過去最高水準です。この春の中小企業の皆さんの賃上げ率は20年間で最高となりました。生産農業所得はこの19年間で最も高くなっています。

故郷を想う皆さんの情熱によって、被災地は力強く復興を遂げつつあります。地域の皆さんが磨きをかけた伝統、文化、心のこもったおもてなしによって、外国人観光客数は１千万の壁を突破し、３千万人を超えました。

景気回復の温かい風が全国津々浦々に届き始める中で、地方の税収は過去最高となりました。

本年は、最大の課題である、少子高齢化の壁に本腰を入れて立ち向かいます。この秋から幼児教育無償化をスタートさせます。未来を担う子どもたちに大胆に投資し、子どもから現役世代、お年寄りまで、全ての世代が安心できるよう、社会保障制度を、全世代型へと大きく転換してまいります。

女性も、男性も、若者も高齢者も、障害や難病のある方も、誰もがその能力を存分に発揮できる「一億総活躍社会」が本格始動いたします。

近年、若者たちの意識が大きく変わり、地方移住への関心も高まっています。このチャンスを逃さず、地方への人の流れをもっと分厚いものとしていきたい。未来の可能性に満ち溢れた地方創生を進めます。

外交面でも、本年は大きな課題に挑戦いたします。米朝首脳会談、日露平和条約交渉、日中新時代の到来など、大きな転機が訪れる中で、戦後日本外交の総決算を果断に進めてまいります。

そして、我が国は、G20サミットの議長国として、トランプ大統領、プーチン大統領、習近平国家主席をはじめ、世界のトップリーダーたちを大阪の地にお迎えします。まさに、日本が世界の真ん中で輝く年となります。

５月には、皇位継承が行われ、歴史の大きな転換点を迎えます。平成の、その先の時代に向かって「日本の明日を切り拓く」一年とする。その先頭に立つ決意です。

国民の皆様から大きな信任を頂き、内政、外交に邁進し、ようやくここまで来ることができました。少子高齢化、地方創生、戦後日本外交の総決算、課せられた使命の大きさを前に、ただただ、身が引き締まる思いです。

継続を力とし、これまでの積み重ねを、そして、国民の皆様からの信任を大きな力として、残された任期、全身全霊で挑戦していく覚悟です。

私たちの子や孫たちに、希望に溢れ、誇りある日本を、引き渡していく。そのために、私の情熱の全てを、傾けていくことをお誓いいたします。

おわりに、本年が、皆様一人ひとりにとって、実り多き素晴らしい一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

年頭所感

厚生労働大臣　根本　匠

（はじめに）

平成31年の新春を迎え、心よりお慶び申し上げます。本年も何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣に就任してから約３ヶ月が経過しました。この間、国民の皆様の安全・安心の確保に万全を期すべく努力してまいりました。引き続き、私自身が常に先頭に立ち、厚生労働省一体となって様々な課題に全力で取り組んでまいります。

（2040年を展望した社会保障・働き方改革）

本年10月の消費税率の引上げ及び社会保障の充実によって、2025年を念頭に進められてきた社会保障・税一体改革が一区切りとなります。今後は、団塊ジュニア世代が高齢者となり、現役世代の減少が進む2040年頃を見据え、全ての世代が安心できる社会保障制度の構築に向けて取り組みます。

このため、昨年10月に、私が本部長となって、「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」を厚生労働省内に設置したところであり、今後国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、高齢者をはじめとした多様な就労・社会参加の促進、就労や社会参加の前提となる健康寿命の延伸、労働力の制約が強まる中での医療・福祉サービス改革による生産性の向上などの検討を着実に進めていきます。

まず、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるようにするため、70歳までの雇用と就業機会の確保について、しっかりと検討を進めてまいります。

あわせて、働く方々の主体的なキャリア形成や再チャレンジが可能な社会としていくため、中途採用の拡大に取り組んでまいります。

年金制度については、本年に実施する財政検証とその結果を踏まえた制度改正に向け、受給開始時期の選択肢の拡大や短時間労働者への被用者保険の適用拡大、私的年金の充実など、人生百年時代の到来や国民の多様な働き方に対応した年金制度を構築するべく検討を進めてまいります。年金事業運営については、引き続き、事務の適切な実施に努めてまいります。

（健康寿命の延伸等）

健康寿命の延伸等を目指し、予防・健康づくりを推進していくことが重要です。「健康日本21（第二次）」に基づき、健康無関心層を含めた疾病の発症予防や重症化予防に向けた取組を進めるとともに、保険者による特定健診・保健指導や糖尿病の重症化予防などの取組について、インセンティブも活用しながら進めます。さらに、認知症予防を加えた認知症施策を進めるとともに、介護予防・フレイル対策と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防が市町村において一体的に実施されるよう取組を進めます。

また、医療・福祉分野において、労働力の制約が強まる中で、専門人材が能力を最大限発揮することができるよう、人材の確保にも取り組みつつ、効率的な業務分担の見直しや効率的な配置の推進、AI・ロボット・ICT等のテクノロジーの徹底活用や組織マネジメント改革等を進めます。

こうした国民の健康寿命の延伸や医療・介護サービスの生産性の向上を図るため、健康・医療・介護に関するデータ利活用基盤の構築を軸に、被保険者の予防・健康づくりなど保険者が果たすべき役割の強化やゲノム医療・AI等の最先端技術の活用など、データヘルス改革を戦略的・一体的に推進します。また、医療と介護のレセプト情報等のデータベースの連携、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、審査支払機関の改革については、こうした取組を進めるための改正法案の提出を目指します。

さらに、本年10月の消費税率引上げに伴い、診療報酬等の改定を行うとともに、税制上の措置の創設を目指します。

（障害者雇用）

障害のある方も含めて、誰もがその能力を存分に発揮できる一億総活躍社会を創り上げることは重要です。

昨年は、多数の国の行政機関において障害者の法定雇用率を満たしていない状況にあったことが明らかとなりました。民間の事業主に対し率先して障害者を雇用すべき立場にありながら、このような事態に至ったことは誠に遺憾です。障害者雇用施策を推進する立場として、こうした事態を重く受け止め、関係閣僚会議でとりまとめた「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づき、組織全体として再発防止にしっかり取り組むことはもとより、法定雇用率の速やかな達成と障害者の活躍の場の拡大に向け、政府一体となって取り組んでまいります。あわせて、公務部門及び民間企業における障害者雇用の一層の促進を図るための改正法案の提出を目指します。

（各地の災害への対応、東日本大震災への対応等）

昨年の夏は、豪雨被害や地震による被害が多く発生しました。全国各地で相次ぐ自然災害からの一日も早い復旧・復興に向けて、関係省庁とも連携しつつ、スピード感を持って全力で取り組みます。また、前臨時国会で成立した平成30年度第一次補正予算に基づき、医療施設の災害復旧等の取組を推進します。

さらに、先般の地震等では、老朽化した水道管が多数破損し長期間の断水が発生しました。前臨時国会で成立した改正水道法に基づき、広域連携、水道事業者の適切な資産管理、多様な官民連携の推進により、老朽化した水道施設の更新・耐震化といった水道事業の基盤強化に取り組みます。

東日本大震災の発生からもうすぐ８年が経過します。私はかねてより被災地の復興に取り組んでまいりましたが、引き続き、私自身も復興大臣であるとの強い意識の下、被災者の心のケア、医療・介護提供体制の整備、雇用対策などに全力で取り組みます。

また、前通常国会で成立した改正食品衛生法に基づき、広域的な食中毒の発生時における国と自治体間の連携強化等を着実に進めます。

さらに、昨年６月に施行された改正旅館業法に基づき、いわゆる「違法民泊」の取締り対策を推進してまいります。

（子ども子育て）

待機児童の解消に向けて、「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までに32万人分の保育の受け皿を整備するとともに、そのために必要な保育人材の確保や処遇改善等を更に進めます。

放課後児童対策についても、待機児童の解消等に向けて、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までに30万人の受け皿整備をしっかりと行ってまいります。

幼児教育・保育の無償化について、本年10月からの実施を目指して関係省庁とも緊密に連携した上で検討を進めるとともに、その質の確保についても検討を進めます。

妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する「子育て世代包括支援センター」の全国展開、産婦健診や産後ケアの充実、不妊治療への支援等にも取り組みます。

児童虐待の防止については、痛ましい虐待事件が二度と繰り返されることのないよう、昨年７月に関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底を図ります。また、子どもの命を守る社会づくりを進める観点から、昨年末に策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき児童相談所と市町村の体制強化を図るとともに、児童虐待に関する相談支援体制の強化等を図るための改正法案の提出を目指します。

虐待などの事情により、親元で暮らせない子どもたちも、温かい家庭的な環境で育まれるようにする必要があります。里親のなり手を増やすため、里親制度の広報啓発や里親家庭に対する相談・援助体制の充実に努めます。また、児童養護施設等の小規模・地域分散化や職員配置基準の強化などを推進してまいります。

子どもの貧困対策については、特に厳しい経済状況にあるひとり親家庭の支援を充実します。児童扶養手当について、本年11月から、年６回の支払を着実に実施するほか、就職に有利な資格の取得支援等に取り組みます。

（働き方改革関連法の施行等）

前通常国会で成立した働き方改革関連法については、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保を着実に推進すべく、関係省令等の整備や制度の周知など、円滑な施行に取り組みます。具体的には、これらの取組の内容が地方の中小企業まで浸透するよう、47都道府県に設置した「働き方改革推進支援センター」の活用や、経済界と協力した説明会の開催など、丁寧な周知を行ってまいります。働き方改革の実現・定着に向けて、IT化や業務効率化など生産性向上に取り組む中小企業に対する支援などについて、しっかり取り組みます。また、長時間労働の事業場への監督指導の徹底等の対応を行います。

医師の働き方改革については、医師の健康を守りつつ、地域の医療提供体制が維持できる働き方の実現を

目指して検討を行っており、本年３月を目途として、時間外労働規制の具体的な在り方や労働時間の短縮策等についての結論をとりまとめます。

また、全ての人材がその能力を存分に発揮できる社会や個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、リカレント教育をはじめとした人材育成の強化、女性・若者・高齢者・障害者等の就労支援等を実施します。

女性の職業生活における活躍を推進するとともに、働きやすい職場環境を整備するため、女性活躍推進法の施行後３年の見直し、パワーハラスメント・セクシュアルハラスメントの防止対策の強化等について、労働政策審議会の建議を踏まえ、改正法案の提出を目指します。

前臨時国会で成立した改正出入国管理法に基づく一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れについては、厚生労働省としては、本年４月の施行に向けて、労働条件・安全衛生等に関する雇用管理の改善、適切な社会保険の適用促進、安心・安全に医療機関を受診できる環境の整備などに取り組み、外国人材がその能力を有効に発揮できる環境を整備してまいります。

最低賃金については、「働き方改革実行計画」等において、年率３％程度を目途として引上げ、全国加重平均千円を目指すとされています。昨年度は全国加重平均で26円引き上げ、時給換算になった平成14年度以降、最大の上げ幅となりました。中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上のための支援を進めます。

また、2023年の技能五輪国際大会の我が国への招致を通じた技能尊重機運の醸成に取り組むとともに、我が国産業の基盤である、ものづくり技能の一層の向上に努めます。

（障害者支援、社会福祉等）

障害のある方々が生き生きと地域生活を営むことができるよう、生活や就労の支援、グループホームの整備、文化芸術活動の推進などに引き続き取り組みます。また、精神障害のある方々が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、包括的な支援を受けられる仕組みづくりを進めます。さらに、障害福祉人材の更なる処遇改善を行います。

アルコール健康障害対策をはじめとする依存症対策については、医療体制の整備や民間団体の活動支援等に取り組みます。特に、ギャンブル等依存症対策は、ギャンブル等依存症対策基本法の趣旨を踏まえ、関係省庁と共に必要な取組を進めてまいります。

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度については、前通常国会で成立した改正生活困窮者自立支援法及び改正生活保護法に基づき、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援体制の強化に向けた取組等を着実に進めます。

自殺対策については、自殺総合対策大綱や座間市における事件の再発防止策に基づき、若者が利用するSNS等を活用した相談対応の強化を図るなど、関係府省と連携し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた取組を推進します。今後とも、地域住民が抱える様々な生活課題を解決につなげていくための包括的な支援体制の構築等を進めることで、「地域共生社会」の実現を目指します。

（地域包括ケアシステムの構築、医療等）

地域包括ケアシステムの構築を一層推進します。質が高く効率的なサービス提供体制の整備や自立支援・重度化防止に資するサービスの実現など、国民一人ひとりに必要なサービスが提供され、地域で安心して暮らすことができる体制の構築を目指します。

また、家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、働き続けられる社会の実現を目指します。このため、介護の受け皿50万人分の整備を進めるとともに、他の産業との賃金格差をなくしていくための介護職員の更なる処遇改善のほか、介護分野へのアクティブシニア等の参入促進、介護の仕事の魅力の全国的発信など、介護人材の確保に総合的に取り組み、2020年代初頭までに「介護離職ゼロ」を目指します。

地域医療構想の実現に向け、医療機関ごとの具体的対応方針の速やかな策定を進めます。前通常国会で成立した改正医療法及び改正医師法に基づき、医師の偏在を可視化できる指標を整備し、都道府県が主体的に医師確保対策を推進する体制を構築するなど、医師の地域偏在・診療科偏在の解消に着実に取り組みます。

外国人による医療保険の利用については、加入要件の確認を厳格に行うなどの取組を行っており、更に、適正な利用に向けて取組を進めてまいります。

（医薬品・医療機器、がん対策、受動喫煙対策等）

医薬品・医療機器産業については、革新的な医薬品等の開発を促進する環境の整備に取り組むとともに、後発医薬品の使用促進やベンチャー企業への支援を実施します。また、医薬品等の品質・有効性・安全性の確保、かかりつけ薬剤師・薬局の推進を図るとともに、これらに関する制度の見直しのための改正法案の提

出を目指します。さらに、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、覚醒剤や大麻等の取締りや啓発等に取り組みます。

受動喫煙対策については、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて対策を徹底することが必要です。このため、前通常国会で成立した改正健康増進法の円滑な施行に向けた準備等を進め、望まない受動喫煙のない社会の実現を目指します。

がん対策については、「第三期がん対策推進基本計画」に基づき、がんゲノム医療の提供体制の実現、思春期世代や若年成人世代のがん対策、治療と仕事の両立支援、地域での相談支援体制の充実等を推進します。

昨年７月以降、風しんの患者数が増加しています。昨年は、患者数が多い地域において妊娠を希望する女性の方などに風しんの抗体検査及び予防接種を受けていただくよう環境整備を行ってまいりました。今後は、追加的対策として、抗体保有率の低い世代の男性に対して、抗体検査を原則無料で受けていただいた上で、３年間原則無料で定期接種の実施を行うなど、さらなる環境の整備に取り組んでまいります。

国際保健の分野においても、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進、薬剤耐性菌を含む感染症対策等のグローバルな課題に的確に対応します。

（G20関係閣僚会合）

本年、我が国はG20の議長国となります。厚生労働分野においても、９月には愛媛県松山市においてG20労働雇用大臣会合を開催し、10月には岡山県岡山市においてG20保健大臣会合を開催する予定です。開催地の地方自治体と一体となって全力を挙げて取り組み、国際社会に貢献してまいります。

（援護施策）

援護施策については、戦没者遺骨収集推進法に基づき、国の責務として、可能な限り多くの御遺骨を収容し、御遺族に引き渡すことができるよう、全力を尽くします。また、慰霊事業に着実に取り組むとともに、戦傷病者や戦没者遺族に対する年金等の支給、中国残留邦人等に対する支援策について、引き続き、きめ細かく実施します。

以上、厚生労働行政には多くの課題が山積しています。国民の皆様には、一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、年頭にあたっての私の挨拶といたします。

年頭所感

日本医師会会長　横倉　義武

明けましておめでとうございます。柔道整復師会の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

昨年は７月の西日本を中心とする記録的な豪雨や９月に近畿地方を中心として甚大な被害をもたらした超大型の台風21号、更にはその直後の北海道胆振地方で発生した地震など、さまざまな災害が相次ぎ、多くの方々が被災され避難生活を余儀なくされる事態が続きました。日本医師会では、JMATを派遣するとともに支援金等を呼び掛けましたが、多くの皆様にご協力いただき、改めて厚く御礼申し上げたいと思います。

メディアでは「これまでに経験したことのないような大雨」や「25年ぶりの非常に強い勢力の台風が列島上陸」など、日頃聞きなれない表現があふれかえり、従来の対策では太刀打ちできない場面が増えております。自然の猛威と人間の英知の戦いのようですが、被災者を支える医療は自然の猛威に屈するわけにはまいりません。いかなる災害も凌駕し、迅速に医療を提供できるよう準備しておく必要があります。

日本医師会ではその一環として、昨年、「防災業務計画」と「JMAT要綱」を改正し、従来の「JMAT」に加え、「統括JMAT」「先遣JMAT機能」「統括JMATの条件、役割」等を明記いたしました。北海道胆振地方の地震では、初めて「先遣JMAT」を派遣しましたが、「先遣JMAT」が現地で得た情報がその後のJMATの派遣を検討する上で非常に有益であり、今後の活動に示唆を与えるものとなりました。

また、平時からの災害医療に関する教育や研修体制の整備に加え、かかりつけ医機能を中心とした地域連携の強化も不可欠と考えています。昨年10月には、「防災推進国民大会2018」の一環として日本医師会主催によるセッションを開催しましたが、その中では、超高齢社会が到来し、「医療的ケア児」等も増えている中で、災害時に要配慮者の生命や健康を守るためには、地域包括ケアによるまちづくりが最大の災害対策であり、それが、ソフトパワーによるナショナル・レジリエンス、すなわち国土強靱化であることが改めて確認されたところです。

災害対策の意味からも、引き続き、かかりつけ医機能研修制度を充実させ、関係各所との連携を密に図りながら、かかりつけ医を中心とした地域包括ケアシステムの構築に全力を尽くして参りたいと思います。

一方で、同じ10月には、日本医師会にとって大変うれしい知らせが飛び込んで参りました。京都大学高等研究院副院長・特別教授 本庶佑先生のノーベル医学生理学賞受賞です。日本人による本賞の受賞は２年ぶりで、５人目の快挙です。日本医師会の会員でもある本庶先生とは日頃から大変懇意にさせていただいており、平成28年10月にはご多忙の折、会内に設置した「医師の団体の在り方検討委員会」の委員長をお引き受けいただきました。先生の強いリーダーシップの下で、「行政から独立した医師全員が加盟する団体が必要である」等、大変示唆に富んだ力強い４つの提言を取りまとめていただきましたことは、我われにとっても貴重な財産となっております。

この受賞と時を同じくして11月には、「日本医師会設立71周年記念式典並びに医学大会」において、医学・医療の発展に貢献してきた方にお贈りする日本医師会最高優功賞を受賞され、「驚異の免疫力」と題する特別講演を賜わりました。

昨今、基礎医学の分野では、政府の補助金削減や成果を出すまでに多くの時間がかかるなどの理由により、研究者の減少が叫ばれております。しかし、今回受賞の対象となった先生の「がん免疫療法」は、従来、治療の手立てのなかった世界中の多くの患者さんにとって命と夢を与えたばかりでなく、基礎医学研究の重要性を訴えた強烈なメッセージになったと思えてなりません。日本医師会といたしましても、臨床を支える基

礎医学に携わる方々が立派な研究成果を生み出せるよう、医療界のみならず社会全体に働き掛けて参りたいと思います。本庶先生には引き続き研究の先頭に立って、後進の指導等にも当たっていただきたいと思います。

そして、私ごとではございますが、皆さんのご支援の下、平成29年の10月に就任させていただきました世界医師会（WMA）会長の職務を無事全うすることができました。会長を務めた１年間には、アメリカ、中国、バチカン、スイスなど14カ国に及ぶ国々を訪問させていただき、「終末期医療」「One Health」「生活習慣病」などをテーマとする会合において、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）、すなわち「すべての人が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられる」ことを提唱させていただきました。我が国では国民皆保険により、これが実現されておりますが、引き続き、その推進に向けた取り組みを進めて参る所存です。

この間、特に印象的であった出来事は、同年12月、東京における「UHC フォーラム2017」で来日された世界保健機関（WHO）のテドロス事務局長との出会いであります。この出会いにより、WHOとWMAは今後、連携・協力を更に深め、UHCを含む国際保健におけるさまざまな課題に取り組んでいくことを確認でき、また、平成30年４月には、ジュネーブのWHO本部において、覚書を締結することができました。その中では、両組織における優先目標が、UHCの達成と緊急災害対策の改善であると明記することができましたが、今回の覚書の締結は国際保健分野におけるWMAのプレゼンスを高め、WHOとの関係を強化する新たな契機になったと思っております。

また、同年９月末にニューヨークの国連本部で行われた国連総会・非感染性疾患（NCD）に関する第３回ハイレベル会合でスピーチできたことも貴重な体験となりました。私は、認知症患者さんを医師が寄り添って地域で支える仕組みを紹介するとともに、成人になってからの生活習慣病を予防するために、小児期における肥満を防ぐなど、早い時期からの学校保健、学校医を通じた教育の必要性を訴えましたが、子どもの肥満対策は途上国、先進国問わず、大きな課題であったためです。

我が国では、人口減少社会に突入しておりますが、世界的にみるとアフリカなどでは、人口が増加しており、いまだに世界人口の半分が、健康を守るための質の高い基礎的医療サービスにアクセスできていないと言われています。「社会的共通資本としての医療という時、社会を構成するすべての人々が、老若、男女を問わず、また、それぞれの置かれている経済的、社会的条件にかかわらず、その時社会が提供できる最高の医療を受けることができるような制度的、社会的、財政的条件が用意されている必要がある」これは、経済学者の故 宇沢弘文先生の言葉でありますが、医療の本質、言い換えれば、あるべき医療の姿がここに示されており、まさにUHCの達成により得られることだと考えています。

そして、病気を診ることだけが、医師の仕事ではありません。より安全で質の高い医療を提供するためにも、患者さんはもちろんですが、その方の人生、家族、住んでいるまちを含めて大きな視点から見ることが大切です。加えて、世界に先駆け超高齢社会を迎えた我が国では、人生100年時代に向け、健康寿命の更なる延伸が求められています。その実現のためにも予防・健康づくりに向けた取り組みに、かかりつけ医がより積極的に関与していく必要があります。

繰り返しになりますが「健康寿命の延伸と地域包括ケアシステムの構築」、これが今、我われの最も重要な目標であると同時に、これから超高齢社会を迎える国々に対する我が国からのメッセージでもあると思っておりますので、引き続きのご支援をお願いいたします。

今年は４月に天皇陛下が御退位され、皇太子殿下が御即位されます。こうした歴史的な年に、「第30回日本医学会総会2019中部」が４月27日（土）より名古屋市で「医学と医療の深化と広がり～健康長寿社会の実現をめざして～」をメインテーマに開催されますことは大変喜ばしいことであり、柔道整復師会の皆様にもぜひご参加いただきたく存じます。

最後になりますが、2019年は参議院議員選挙の年、それも12年に一度の統一地方選と重なる自民党候補にとって厳しいとされる参議院議員選挙の年になります。2016年の選挙の際には柔道整復師会の皆様に絶大なるご支援を自見はなこへ頂きました。心より感謝申し上げます。日本医師連盟では、現職参議院議員の羽生田たかしを次期参議院議員選挙比例候補者として推薦することを決定しております。羽生田たかしの後援会活動に対する倍旧のご支援を引き続き賜りますようお願い申し上げます。

新たな時代の幕開けに当たり、国民の皆様の日本医師会の活動に対する深いご理解と絶大なるご支援を賜りますようお願い申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。本年もよろしくお願い申し上げます。

新春インタビュー

柔道整復術公認100年の節目
整復技術の伝承と発展

渉外部

新年おめでとうございます。皆様には、よき新春をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。

昨年、公益社団法人日本柔道整復師会（日整）は、柔道整復学校養成施設（養成校）のカリキュラム変更や施術管理者の要件強化などを、関係機関との協力体制をとり奮闘した結果、実施の運びとなり、柔整業界の維新ともいうべき年となりました。

今年は３月に柔道整復術公認100周年を祝う慶事があります。これを契機に保険取り扱いの柱となっている骨折と脱臼の保存的治療に焦点を当て、その整復手技と固定方法や最新の機器を利用した超音波画像による的確な判断技術向上に向け、「匠の技」プロジェクトを立ち上げる予定です。

柔道整復術100年の歴史は先輩諸兄が命懸けで技術と技能を伝承してくれました。超高齢社会に突入した今、医療・介護の分野では、治療のみならず予防が重要になってきます。この先の100年に向けてその技術をさらに高め、地域に提供していくことが国民に信頼される柔道整復師像とあるべき業界の姿に繋がっていきます。

これらを踏まえ柔道整復術の発展と後世への継承をどうしていくべきか、をテーマに掲げ、工藤鉄男会長、萩原正和・松岡保両副会長、豊嶋良一政策部長、三橋裕之総務部長、長尾淳彦学術教育部長を迎え、それぞれの立場から語っていただきました。

（聞き手は　富永敬二　渉外部長）

柔道整復術の将来像について

富永部長：本日は公私ともにご多用のところ、工藤会長をはじめ執行部の皆様にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

日整は業界のさまざまな課題を視野に入れ取り組んでおり、改革断行に向けた会長の強い意志とリーダーシップの下、関係機関へ強力に働きかけ、厚生労働省地方厚生局の指導監査の強化への対応をはじめ、施術管理者の要件強化や養成校のカリキュラム改正などがすでに実施されています。本年、柔道整復術公認から100周年という節目を迎えるに当たり、特に力を注いでいきたい事業、またはビジョン、そして業界のこれからの展望等について工藤会長にお話をいただきたいと存じます。

◆法改正をも視野にいれた改革

工藤会長：あけましておめでとうございます。

さて、平成30年度からどうにか実施に漕ぎ着けた「養成校のカリキュラム改正」と「柔整療養費制度（協定）の見直し」といった、いわゆる“平成の大改革”ですが、「年が明けたら何かが大きく変わるのか？」や「会員の施術現場では、まだ何も実りを得ていない」との声も多く耳にします。

確かに、作物が種を植えてすぐに果実が得られる訳ではないように、会員が実際に実りの時期を迎えるにはもう少しだけ時間がかかります。

富永部長：確かにその通りですね。

工藤会長：とはいえ、そこにあまりに時間がかかってしまうと、経済的な体力が続かない会員が多く出てしまうことも承知しています。だからこそ、今回実施した二つの大きな改革の内容は、本来の青写真設定よりも３年から５年は前倒しで進め、決定までさせていただきました。その工程はいわゆる「種植え」からではなく「植樹」に近い形だったと言っても良いかも知れません。

富永部長：具体的にはどういうことでしょうか？

工藤会長：つまり、ある程度の形までは柔整が基礎を育てた“樹”を植樹したといった感じです。今回の改革内容を帳面通りに丁寧に進めていれば、昨年からの実施は決して実現できなかったと思います。行政は、準備や周知等に数年間を設定して安定的な施行を第一としますから、これほど素早く事を進めるのはかなり異例のことだったと思います。

富永部長：では、厚労省はどうしてそんな異例な進め方をしたのでしょうか？

工藤会長：厚労省が柔整療養費の問題を早期に解決させたかった理由があったからだと思います。既に柔整療養費をどうするかを話し合う環境にあったことに加え、「反社会的勢力による制度悪用」が大々的に公開されたことが背景にあってのことでしょう。これまで日整からさまざまな問題点を提示し、制度の見直し案を出し続けても、のらりくらりと作業を進めてこなかったことで、我われが指摘した通り、ついに大きな暴発事案が出てしまった訳です。結果的には、そうした事件発生によって、我われからの改革案を取り入れない訳にはいかなくなったということだと思います。

富永部長：なるほど。では、柔整側としては早期に改革したい理由にはどんなことがあったんでしょうか？

工藤会長：我が柔整業界は、何もなかった創生期や新たな時代への変革期には、当時の先達が相当な努力を注いできましたが、それを乗り越え安定期に入ってからは楽を覚えて利に溺れ停滞を始めました。

そこへいくつかの規制緩和が重なり非常に大きな環境の変化が生じましたが、そこへ対応するために30年もの時間がかかってしまいました。

我が業界はさまざまな困難を乗り越え、大正９年に資格として復活を遂げてから今年で100周年を迎えました。この節目の時に我われが肝に銘じなければならないのは、そうした反省を込めて「常に前進することを止めない」ということだと思います。そ

れは目の前の事柄ばかりに気をとられて近視眼となることなく、常に少し先、数年先、数十年先を見据えた改革努力を一歩ずつ歩み続けること以外にはないと考えています。現在の危機的状況は、それを怠り目前の利に走った結果ではないでしょうか。

まずは昨年４月に実施となった「教育」と「制度」という二つの大きな改革を完成させるために「保険の電子請求」を業界自らの理想形として実現させることが必要となるでしょう。さらに学術分野では、「匠の技」プロジェクトで、骨折・脱臼の整復固定の基礎技術を高め、超音波による負傷状態の確認技術の確立を進めると同時に、医師会との強い連携をつなぎ、介護と医療の見直しを進めることが必要です。「まだ外傷を起こしていない人達」がフレイル（運動器の機能低下）等による転倒などで負傷を起こし、介護へ移行してしまうことを食い止める「介護予防」を柔整独特の視点から取り組み、重視してまいりたいと考えています。

富永部長：なるほど。さらにその先の構想もお持ちなんでしょうか？

工藤会長：さらにその先には、それらを統合して“業界制度”のレベルを医師会の先生方のご理解とご協力を得て変革したい。現在の医療と同等とまではいかずとも、一歩でも前へ進めて、医療を手助けする立場から、医療に準じた技術として社会保障の中にしっかりと楔（くさび）を打ち込みたいのです。そして、地域社会を守るためには必須なものとしての『柔道整復』の業を確立したいという強い思いがあります。

それには、必要とあれば「法改正」も視野に入れた取り組みが必要だと考えており、その実現に向けた取り組みの準備を既にはじめています。

富永部長：工藤会長から100周年という節目を迎えるに当たり、特に力を注いでいきたい事業、ビジョン、業界の展望等についてお話しいただきました。このことについて、政策部・総務部・渉外部を担当され、研修試験財団理事・学校協会理事を務められる立場から萩原副会長にお話いただきたいと存じます。

萩原副会長：工藤会長のおっしゃられていた通り「養成校のカリキュラム改正」は、まさに時代に即すために必須の取り組みでした。養成機関が乱立して、教育の質・教員の質・生徒の質のすべてが低下したために、柔道整復師自体の質の低下を招き、それがあらゆる問題の根源となっています。それは業界全体を揺るがしかねない事態です。柔道整復師を取り巻く構造を見通すには、基礎部分事態を変えていかなければ、この「負のスパイラル」は止められません。

今年度から全国一斉に養成校の新カリキュラムがスタートしましたが、この変革が学生、教員、学生の実習先の施術所にとって素晴らしい刺激となり、業界全体を良い方向に向かわせる起爆剤になるのではと大いに期待しております。

学生以外にも質と技術の向上を促進するため、柔道整復師を対象にした「匠の技」プロジェクトを日整は企画しております。近年、包帯が巻けない、骨折・脱臼の整復ができないといった柔道整復師もいるようですが、これはあってはならないことです。こうした技術に自信のない柔道整復師はもちろん、よりレベルの高い技術を身につけたい先生、さらに経験豊富な先生まで多くの柔道整復師の方々に参加していただくことで、柔道整復師そのものの質と技術の底上げを図れるようなプロジェクトにしていきたいと考えております。

富永部長：そうですね。ともに柔道整復師の資質向上に期待が持てます。国際的な視点ではいかがでしょうか？

萩原副会長：これらの施策を通して国内の柔道整復術の質とレベルを引き上げると共に、柔道整復術の普及を海外、とくにベトナムに焦点を絞って行うべく準備を進めております。日整はJIMTEF（公益財団法人国際医療技術財団）と共同して、現在JICAに企画を出しているところですが、承認されればベトナムの伝統医師たちに柔道整復術を伝授するプロジェクトとなります。そして、将来的には柔道整復術を使った治療が健康保険治療対象となることをベトナム政府保健省は望んでおり、我われもそれを実現させるべく動いております。

「Judo therapy」がますます世界に認知され、よ

り多くの方々にその必要性を感じてもらえるよう日整が業界を代表して、新たな一歩を踏み出そうとしております。

富永部長：財務部・保険部・学術教育部・事業部担当で日本柔道整復接骨医学会副会長を務められている松岡副会長にも、今後についてお話しいただきたいと存じます。

松岡副会長：昨年４月からの施術管理者要件強化と養成校のカリキュラム改正は、いずれも歴史的かつ時代の流れに即した制度改正であり、柔道整復業を次世代につなぐための必要不可欠な取り組みであると考えます。

また、昨年の12月に通知された柔整審査会の権限強化に対する具体的な運用方法も画期的なことであり、審査会が充実すれば保険者や委託業者の行き過ぎた患者照会による受診抑制の改善につながり、適正に業務をしている会員を守ることになります。

また、柔道整復術公認から100周年という節目を迎えますが、先人が築き上げ守ってきた柔道整復術をさらに高め、後世に継承していくため、日整学術教育部を中心に「匠の技」プロジェクトを始動し、全国展開していく予定です。

富永部長：日本柔道整復接骨医学会では、多くの柔道整復師が技術力のさらなる向上を胸に入会し、時代に応じた学術発表もされていますが、いかがでしょうか？

松岡副会長：柔道整復師は保険と学術が両輪と昔から言われていますので、柔道整復業界唯一の学会である日本柔道整復接骨医学会をさらに盛んにしていく必要があると考えます。最近は同会への入会者数や学術大会の出席者数は少し伸び悩んでいるように見受けられますので、会員の皆様方に再度同会への入会や学術大会の積極的な参加をお願いする次第です。

最近の学術大会では、どの会場においても若い会員の発表が活発であり、特に骨折・脱臼の発表においてはスマートフォンの普及に伴い、整復動画を交えた前衛的な発表が大半を占めるようになってきています。今後の柔道整復師の活躍場面を広げることと、整復技術の伝承、同会への入会促進に日整としても取り組んでまいりたいと思います。

富永部長：次に、豊嶋政策部長から今後の日整の活動指針、新しい企画等、政策部としての活動していく方向性をお話いただきたいと存じます。

日整の活動指針

◆会員の生活安定と学生の資質向上

豊嶋部長：約60年間行われなかった制度改革が敢行されています。現実的には政策とさまざまな社会的事由により柔道整復師全体の生活が困窮していることは重々承知したうえで、色々と手を打っているところです。社会保障費削減の中、少子高齢の波は止めどなく進んでいます。それを踏まえると介護分野（地域包括ケア等）への参入は必要不可欠です。「肉を切らせて骨を断つ」の大改革を対岸の火事に思い手をこまねいていたら、いずれ業界は風前の灯になることは避けられないでしょう。改革後の厳しさは承知のうえで柔道整復師全員が業界を正常化させるために強い意識を持って日々の業務に精進していただきたいと切に願います。

今、行われている公的審査会を、当会がイニシアティブを握り強力に執行することが適正化の基盤と考えます。これを厳格に行うには日整傘下の全国公益社団柔道整復師会の強力なプッシュが重要です。その末端の会員までに明確に伝えることが喫緊の課題であると考えます。

また、柔道整復師を目指す学生の資質向上のための教育改革をより確実に行うために、全国柔道整復学校協会と協力し、すべての養成学校に当会の方針を浸透させ、その教育に反映させなければなりません。またこの流れの中で柔道整復術の源である「柔道」があっての資格であることを認識し、「段の取得」を目指していただくために「学校柔道指導者教育」を講道館をはじめとする関係各位と詰めているところです。幸いにも当会の萩原副会長が学校協会理事に就任されたことがまさに好機と考えます。

◆被災者健康支援連絡協議会に認められる

富永部長：被災者健康支援連絡協議会に本会が登録されましたね。

豊嶋部長：このほど日本医師会から被災者健康支援連絡協議会の構成団体23組織（42団体）の23番目に日本柔道整復師会が唯一単体で登録されました。

この協議会に単体で登録されるということは、これまでの災害時における医療支援活動での柔道整復師の実績が評価されたのだと思います。今後ますます行政や医師会との連携が重要となるでしょう。そして「柔道整復術をもって人命救助などに貢献する」という理念を改めて表明するチャンスです。まだ各都道府県行政を含め公的機関と協定を結んでいない全国の社団は、この登録実績を足がかりとして確実に結べるよう協力願います。

この登録が日本医師会主管の協議会に単体で登録をさせていただいたことで、我われが目指す介護の分野への本格的な参入を見すえた各都道府県市区町村への強力な後押しになると確信しています。

各都道府県柔道整復師会はぜひその分野においても地域の人々のために協力してください。

◆WHOについて

富永部長：国際疾病分類の第11回改訂版が公表となったことについてはいかがでしょう。

豊嶋部長：はい。平成30年6月18日（月）ジュネーブ時間12時（日本時間18日19時）、世界保健機関（WHO）が、国際疾病分類の第11回改訂版（ICD-11）を公表しました。しかしこの中に、柔道整復術は入っておりません。将来、WHOに伝統医療のJudo therapyとして登録されるためには、業界団体が協働し一日も早く柔道整復術の理論を構築し、「匠の技」や「超音波画像観察」などの知識と技術を、実績や研究論文など根拠をもって確立し示せなければなりません。そして、新たな実績作りとして、日本医師会やAMDAなどと協力し、災害など国際的活動に取り組むことで「Judo therapy」として世界的に認められるよう広い視野で目標を持っていくよう、望むところです。

◆組織のシステム改革

富永部長：続いて各部と連携して、いろいろな課題に直面している立場から三橋総務部長にお話しいただきたいと存じます。

三橋部長：はい、おっしゃられた通り現在の日整執行部は、一応は各部ごとには分けられてはいますが、縦割りで分断されている訳ではなく、むしろ壁をぶち抜いた横のつながりが活発に行われ、各担当部長・担当理事との間での連携作業が多く進められています。

そして総務部は、主に組織を円滑に運営するために必要となる重要な会議を管理し、対外的な各種関連団体との連絡協議をはじめ、日整の各部が担当すべき個別の事業や案件にも積極的に協力できるよう、寄り添う体制づくりをしています。

中でも、私が長い間、主に担当してきた「保険」については、これまでの経験で培った厚労省とのパイプと在京である強みを活かし、必要な時に瞬時に出向く瞬発力が求められる詳細な決めごとの交渉担当も兼務しています。

また、「教育」・「制度」といった大きな改革の総仕上げとしての「電子請求」への対応について、企画段階から次なる実行段階へと高めるため、今期から情報管理室を政策部から総務部直属とし、保険請求データの解析、電子化作業上で想定される問題点の洗い出し、スケジュール設定等、準備も着々と進めています。

富永部長：日頃から感じてはいましたが、総務部はまるでなんでも屋のように多忙を極めていることがよく分かります。ところで、縦割りではなく横のつながりを重視したことでのメリットはあったのですか？

三橋部長：事務局管理と数年以上先の視点からのアプローチについては政策部に譲り、すべての部とつながり連結することで、逆に各部の情報や作業停滞を補い合うことができ、組織全体のパワーアップと実行速度のスピードアップにつなげられる体制を整えられたと思っています。

それぞれが個別の小さなパッケージに縮まり込んでしまうのではなく、すべてが雑居する環境下で目に見える形での事業運営の強みを、今年はさらに「匠の技」や2020東京オリパラ準備、「介護予防」分野などの活動も柔整独自の地域密着型の全国ネットワークという日整の強みを駆使したパワー全開で進めていきたいと思っております。

各部長をはじめ、各理事、部員の皆さん、さらには会員の皆さんのご理解ご協力をお願いしたいと思っています。

「匠の技」プロジェクトについて

富永部長：「匠の技」プロジェクトについて、その目的と骨折、脱臼の整復・固定の技術をどのように伝承し後世につないでいくかお聞かせください。

工藤会長：「匠の技」プロジェクトについては、相当な危機感をもって臨んでいます。というのも、我われ柔道整復師の最も得意とする骨折や脱臼の整復固定の手技を発揮する機会自体が消滅の危機に陥っていると感じているからです。

柔整療養費の請求項目を分析しますと、過去数年間の骨折と脱臼の取り扱い件数は以前に比べて激減し、全施術の僅か１％に満たない程度しかありません。

膨大な時間をかけて、先達から受け継いだ柔道整復術を大学や養成校で教えても、検査機器を持たない「柔整の門」を叩く患者さん自体が減っているというのが現実です。中には「レントゲンを撮らなくても治るのですか?」と、負傷の状態を確認するための検査機器をいつの間にか治療機器と取り違えてしまっているかのような患者さんもおられる程です。しかし、そうした理解不足や勘違いを含めずとも、今や「検査」の裏付けを社会が求めているのは確かです。そこを我われが経験だけで補うというのでは、かなり難しいのではないでしょうか。まして、取り扱い件数が激減したことで、実際に骨折を見たこともない若い柔道整復師も多くなり、整復固定を経験せずに開業に至ってしまうケースも増えています。

年間に約5,000人の新規資格取得者があり、資格取得直後に研修期間を経ずにチェーン展開するグループ接骨院に就職して、自らの資格で施術所を任せられ開業する若者が多い現代は、「伝統医療・経験医療」の伝承のために厳格な研修を積んだ後に免許皆伝として開業が許されてきた時代とは明らかに違います。技術の継承過程そのもののあり方が希薄となってきていることは否定できない状態にあるのです。

富永部長：伝統の手技が受け継げない事によるデメリットも生じて来るのでしょうか？

工藤会長：柔道整復師に受領委任払い制度が許される背景には、第一には患者さんの利便性があります。さらには骨折や脱臼等の応急処置を医師の同意なく施せる代替機能を有すること、永年にわたって地域への貢献活動を続けてきたこと等が挙げられます。それらは平成16年の千葉地裁の判決文にも見られます。

要するに、骨折や脱臼の初回応急処置とは言え、最も重要な整復と固定の施術を医師の同意なく我われに許されてきた裏付けは、学校での単なる知識だけではなく、実際の施術現場での数年間に及ぶ厳しい研修と実務の経験を通じて培っての開業だということが大前提になっているのです。

こうした制度設計と資格者を大量排出する時代の流れとの間に、時代変化による乖離（かいり）が生じてしまったのだと思います。

富永部長：その隙間を何とかして埋める必要がある訳ですね。

工藤会長：その通りです。「匠の技」のコンセプトは「伝統医療である柔道整復の技術を次の時代に残しつなげたい」という思いが最大のテーマであり目的ではありますが、それは「このままでは技術伝承ができなくなる」ということを意味するだけでなく、「業界を支える制度そのものが消滅する」ことにさえ直結しています。また、それは「柔道整復師の資

格を守る」ことができなくなってしまうこととも同義なのです。柔道整復にとっての「手技の伝承」は、不滅の諭（おし）えと言ってもよいものなのです。

さまざまな意味合いから業界の危機をいかにして回避するかが喫緊の課題となっていますが、これこそはその核心中の核心であると言ってもよいと思います。

軟部組織への保存療法も確かに重要ですが、我われ柔道整復師が他のさまざまな医療系職種に最も誇れるのは「骨折・脱臼」の整復固定であり、そこに医師の同意が必要ないというところなのです。この強みを失ってしまっては柔道整復師に未来は見出せなくなってしまうでしょう。

富永部長：このプロジェクトの詳細を、長尾部長にお話しいただきたいと存じます。

長尾部長：工藤会長の話にあったように「匠の技アカデミー」プロジェクトは柔道整復師の存亡に関わる重要な事業だと認識しております。骨折、脱臼、捻挫、打撲、挫傷の中の骨折・脱臼の整復固定の手技を学ぶという単純なことではなく「ほねつぎ」「接骨」という名が示すように捻挫、打撲、挫傷などの軟部組織損傷を診る上でも骨折・脱臼治療がベースにあります。

また、受領委任の取扱いを含む健康保険等においても、医師以外の医療職種で応急手当とはいえ骨折・脱臼の整復固定ができるのは柔道整復師だけということがベースにあります。そうした意味での「柔道整復師教育」が必要です。

今年から「匠の技アカデミー」と称して、１．機能解剖を含む骨折・脱臼が起こるメカニズムと合理的な整復の理解　２．疼痛管理を含む骨折・脱臼の整復固定　３．患者安全を基本とした超音波観察装置による判断を徹底的に学習していくカリキュラムを予定してます。

脱臼は、顎関節、肩甲上腕関節、肩鎖関節、肘関節、手・足の指関節。骨折は、鎖骨、肋骨、上腕骨、前腕骨、手根骨、中手骨、手の指、下腿骨、足根骨、中足骨、足の指についての講習を行います。

富永部長：参加と募集についてお聞かせください。

長尾部長：単なる骨折・脱臼に関するセミナーを開催し受講するという形式的な研修の場ではなく、2019と2020年度は、前述した１．機能解剖を含む骨折・脱臼が起こるメカニズムと合理的な整復の理解　２．疼痛管理を含む骨折・脱臼の整復固定　３．患者安全を基本とした超音波観察装置による判断を、各地区で講習が行える「全国11地区（ブロック）の指導者育成」に力を注ぎます。

各地区から推薦された指導者候補により、この「匠の技アカデミー」で学んだ平準化された柔道整復術による骨折・脱臼の整復固定を理解実践できれば、全国11地区にて数多くの「匠の技アカデミー」の開催が可能となります。

患者さんの誰もがいつでもどこに行っても骨折・脱臼が安心安全に整復固定できる「匠の技認定接骨院」の全国普及を目指します。そして「匠の技」が将来的には柔道整復師の「普通の技」にならないといけないと考えております。

何度も申し上げますが、この２年間は、全国11地区の指導者育成を行い、その指導者が各地区で同様の「匠の技アカデミー」を行えるようにすることが重要です。ただ、地区の指導者候補外でも、意欲のある方の参加は可能です。

「匠の技アカデミー」は、2019と2020年度は東京にて年間６回開催を予定しております。「認定」は公平公正な審査基準を持ち中途半端な知識や技術の理解では出さないようにします。

富永部長：モンゴル国における日整の10年間にわたる公益事業の一環で、柔道整復術の普及活動に協力してきましたが、大きな成果として、平成28年にモンゴル国立医療科学大学に日本古来の柔道整復術を教える伝統医療セラピー科が新設されました。

その後はベトナムからの要請も受けていますが、どのような活動となるでしょうか。

萩原副会長：現在、渉外部の富永部長を筆頭に日整はJIMTEFに協賛してJICAへ柔道整復術普及のための申請をしているところです。ベトナムでは従来、主に病気や慢性痛に対する治療を担ってきたベトナム伝統医学と西洋医学との対立や、伝統医学に対する需要低下等により、伝統医師の業界自体が低下し

ている事への危機感が強くなってきております。その一方で、原付バイク・車等による交通事故が多く、多岐に渡る外傷が発生しておりますが、その外傷患者を受け入れる病院数は少なく、医療費もベトナムの一般所得からみると高額の上、衛生状態も良好とは言えず、術後経過の問題も山積しております。

さらに、日本と同じく高齢化が進んでおり、医療費圧迫の面からもベトナム保健省は何とかこれらを解決したいと長年頭を抱えておりました。そこに日整が3年ほど前に柔道整復の国際セミナーをベトナムにおいて開催した折に、ベトナムの国内で柔道整復術による施術を採り入れる事ができれば、諸問題打開策になるのでは、と政府保健省より日整にお声がかかりました。ベトナムでは、柔道整復術の技術をベトナム伝統医師たちに伝授して外傷治療をできるようにし、将来的に柔道整復術を使った治療に対して保険適応させていきたいとの希望があります。それを行うことで保健衛生の向上に努めることができることからJIMTEFと日整が賛同し、プロジェクトを始めました。

今回、JIMTEFよりの申請がJICAへ認められれば、活動期間が限られますが、発生頻度の多い骨折・脱臼を前腕骨骨折、肩関節脱臼など10外傷に絞って重点的に指導し、さらにベトナム人医師の日本での研修活動も計画しております。ベトナムの各地域に柔道整復術が広まっていくことで、外傷患者の後遺症の減少、過度の外科手術の減少、外傷患者の治療の選択肢拡大に寄与し、ベトナム国民が安心に暮らせるお手伝いができればと考えております。

◆施術管理者の実務経験には差が出てくる？

富永部長：療養費の受領委任を取り扱う「施術管理者」になるには、資格取得後に3年間（段階的に実施）の実務経験を有し、さらに16時間以上、2日間程度の研修の受講が必要となりました。そうなると実務経験を積む施術所の柔道整復師のスキルが指導の鍵にもなりますが、今後の対策などはありますでしょうか。

三橋部長：確かに、勤務柔道整復師が実務経験をする施術所によって修得できる知識や技能には多少なりとも差はあると思います。誰の施術所で実務を経験するのかという点は、実務経験をする側にとって、生涯に関わる重大なものになることは間違いないでしょう。

しかし、そこを均一化することは今回の制度改革の本来の目的とは少し異なります。そこについては、先にお話しされた既に開業して施術管理者となっている柔道整復師全体の資質向上や技術向上を「匠の技」等で高めていく必要があると思います。

そして、ご質問にありました「施術管理者になるための要件強化」に必要な実務経験と研修受講は、資格取得後に施術現場で働く勤務柔道整復師が実際に開業して保険診療を適用する際に、最低限のスキルを身につけるために必要と思われる期間を明示して再度設定を見直して強化したものです。

言い換えますと、これまでは柔道整復師の資格を取得すればすぐに開業でき、同時に施術管理者となれて保険の取り扱いが可能となっていましたが、柔整療養費の不正受給が多く見られる現状を鑑み、保険財源を社会保障改革の一環として正しく使うようにするために、日整・厚労省・保険者が協力し合って業界を安定させるために専門委員会での議論を踏まえて、さらに厳しく要件を強化したというものです。

富永部長：なるほど。確かに開業しているすべての柔道整復師の技能の均質化は、そう簡単にはできませんよね。

三橋部長：もちろん、すべての柔道整復師の技能を均質にする必要はありません。それよりも、基準となるラインを引き上げれば良いのだと思います。

さらに申し上げますと、この「施術管理者の要件強化」と「養成校のカリキュラム改正」は、まったく別のものと理解されている方が多いようですが、実はこの二つはほぼ直結していると言っても過言ではありません。

これまでカリキュラムは、「養成校のことだから」と柔整業界とは切り離して考えられてきました。そのため、柔道整復師の資格取得とそれに見合う習得技能のズレが、業界のさまざまな問題点を生み出してきたわけです。本来なら全体を一貫して考えるべき課題であるはずでしたが、それを行える環境管理がこれまでできなかった訳です。

そのことへの反省を込めて、今回、柔道整復師の資格を取得する以前に、これまで実現できなかった

「超音波への知識」や「保険」等に関するカリキュラムを追加して強化した訳ですが、「実技」の重視というのも重要なテーマの一つとなっていて、学生の内に地域で開業する施術所へ臨床研修に出ることが盛り込まれました。

富永部長：それは学生の「臨床実習」の内容ですね。それが既に資格を得た者の「施術管理者の要件強化」とどう関係しているのですか？

三橋部長：柔道整復師の資格は取得後すぐに開業が可能です。ですから実践力の強化がより重要なため、学生達に実際の患者さんへの施術現場を体験してもらうことにしている。それはつまり、臨床実習に出向いた先の柔道整復師の実力を学生が目の当たりにすることにもなる訳です。

富永部長：はい、確かにそうですね。でも、それが臨床実習の狙いな訳ですよね。

三橋部長：そうです。しかし、現場の開業柔道整復師の技量自体を見せられる機会であればですから、卒業後にどこに就職して研修を受けた方が良いかを学生が見極める場にもなるのです。これは「臨床実習」の学生を受入れる開業柔道整復師にとっても良い刺激と緊張感を与えることになると考えられます。

ですから「カリキュラムの改正」とともに既に資格を得ている勤務柔道整復師に対しても、開業するまでに数年の「実務経験」を踏まえた上で、それぞれが得た経験からの知識等を均一に引き上げてもらうために「2日間／16時間以上の研修」の受講を「施術管理者の要件強化」として義務付けしたのです。

学生と柔道整復師と、対象者が別々なので、なかなかこの二点をつなぐ軸は見えづらいかもしれませんが、改革の時間軸を先送りにして伸ばすのではなく、改革着手時点で足並みを揃えて行うことで、工藤会長がおっしゃられたように改革の実働を数年間前倒しすることに成功したのです。

中にはさらに数年間の時間をかけて、学生へのカリキュラム変更後に、卒業、資格取得となる時期までも踏まえ、じっくりと取り組むべきだとの強いご意見もありました。しかし現時点で明確に見えている問題点への対応をこれ以上先送りすれば、この業界の未来がどんどん尻すぼみになることは明らかです。そこで前倒しで改革を強い意志をもって進めたという訳です。ぜひご理解いただきたいと思います。

富永部長：保存療法の限界を知り対処する能力の必要性、人間の持つ自然治癒力に対し治療者側はいかに効果的に関与できるかということは、学生に伝授する上でも重要な視点だと思います。その点について松岡副会長にお話をいただきたいと存じます。

松岡副会長：保存療法の限界を知る事については、養成学校での教育だけでなく、実際に症例を実務経験し、臨床での経験を積むことが対処する能力につながると考えます。

自然治癒力は、受診者の性別や年齢、生活状況や環境によって千差万別です。治療者は臨床経験や学会で得た知識や技術を最大限に活用し、問診、視診、触診から得られた情報を十分に吟味し患部及び全身状態を把握した上で、受診者一人ひとりに合わせた効果的な施術をすることが大切です。

ぎっくり腰などの捻挫では稀に、ただ安静にしているだけで自然治癒力が働いて治っていく場合もあります。しかしそれは関節相互の位置関係が正常に保たれている場合であって、脱臼や骨片転位の甚だしい骨折においては治療者が関与し、位置関係を正常に戻さないことには患者の激痛は収まりません。ここにおいてまさに柔道整復師の心得である「佛手仏心」が必要となるわけで、その際に無血整復が可能なのか観血療法に頼むべきかの選択は臨床経験による「匠の技」や接骨医学会で蓄えられた知見によって保存療法の限界を嗅ぎ分ける必要があると思います。無血整復と判断し無事に整復固定した後は自然治癒力により、骨は髪の毛や爪が伸びるがごとく仮骨形成していくわけです。自然治癒力に働いてもらう前に、離れ離れになった関節や骨折断端を治療者が関与して元の位置に復する治療をすることが重要なのです。

富永部長：「教育改革」によるカリキュラム変更で、全国の柔道整復師施術管理者が「臨床（臨地）実習指導者研修」を受講し指導者となり、養成校から実習生の受け入れが始まりました。さらに多くの日整会員が受講し、指導者に続くことを願っておりますがいかがでしょうか？

松岡副会長：全くその通りだと思います。実習生を受け入れ、「匠の技」を臨床経験として次世代に伝えていくことは、日整会員の責務だといっても過言ではありません。より多くの日整会員に「臨床（臨地）実習指導者研修」を受講していただき、柔道整復術を次世代につなげる指導者となっていただきたいと願うばかりです。

そして将来、柔整療養費における受領委任払い制度を扱うための三者協定を理解してもらい、地域の公益に資する志を持ち、公益社団の会員として未来を担っていく柔道整復師が増えることを希望しています。

富永部長：政策部、総務部と事業部が連携するような、各種スポーツ大会等支援事業の新しい企画は予定されていますか？

◆パラリンピックの成功なくして2020東京大会の成功なし！

豊嶋部長：2020東京オリパラが2020年７月24～８月９日（オリンピック）・８月25～９月６日（パラリンピック）の日程で開催されます。すでに、政策部・総務部・学術教育部ではオリパラ組織委員会あてに要望書を提出して一日も早い柔道整復師の参画の実現をめざし働きかけています。

柔道競技としては工藤会長が委員をされている全日本柔道連盟医科学委員会の下、医師と日整が連携をして国内で開催する国際大会に医療救護、トレーナーとして積極的に参画しています。柔道整復師としてはこれらの実績を重ねることで、より一層の信頼を獲得してオリパラへの参画を軸に、その後の職域拡大に繋げたいと思っております。

法改正・療養費改正による変化

富永部長：長期的な計画で顎関節の脱臼を歯科医の同意でも良いとする法改正の計画があるようですがどのようなものでしょうか？

三橋部長：はい、「医師の同意」については現在のところ一律に医師のみであり歯科医師は認められていません。しかし、顎の脱臼に関しましては、歯科医自身から我われ柔道整復師に脱臼の整復依頼がくることもあり、その後に別の医師に同意を得なければならないとなると、肉体的にも経済的にも患者の負担が増えてしまうことになります。

顎の脱臼に限定すると歯科医師が関わることも非常に多く、近隣の歯科医との間の信頼関係をすでに構築しておられる会員の先生方も多いと思われます。また、整復後にレントゲン検査のために別の病院へ行くようにと紹介をしても、すでに歯科に通院しているということに加え整復で回復されてしまっているという現実から、実際に他の病院へ通院してまで検査しない患者さんもおります。

そこで患者保護の視点からも、歯科医師が既に治療を同意している場合に限定して、さらなる他医による同意の必要性について再考の必要があるのではないかということで働きかけを続けております。

この変更については厚労省の担当部署だけでなく、ご賛同いただけている歯科医の先生方からのご協力に加え、医師会の先生方のご理解も必要ですので、時間を掛けて根気強く対応してまいりたいと考えております。

◆地域包括ケアシステムへの参入

富永部長：今、全国の行政が地域包括ケアシステムに取り組まれていますが、そこで柔道整復師をさらに活かすにはどのような対策が必要でしょうか？

三橋部長：介護予防の分野や地域包括ケアシステムでは、柔道整復師という資格で入っていくことがなかなか難しく、各地域でも苦戦しておられることと思います。また、そうした現状については、看護師、理学療法士に加えあん摩マッサージ指圧、はり、灸の皆さんも同様に独自資格のみでの参入については苦戦をしている状況があります。

柔道整復師だけでなく、そうした他の医療関係職種も併せた新たな枠組で「機能訓練指導員」などの資格に置き換えての参入などを考えるのも一つの方法ではないかと考えます。

そこで、すでに日整では活動趣旨をご理解いただけるよう各関係職種の団体への働きかけを行い、機能訓練指導員協会（仮称）といった仕組みづくりへの賛同の呼びかけを積極的に行っています。

富永部長：同じ組織の中で、例えば看護師や理学療法士との棲み分けなどはどうするのでしょうか？

三橋部長：それぞれの職種ごとの分野と専門性はハッキリしています。そこで、それぞれが協力し現時点よりもさらに一段階上のスキルを目指すことを考えています。

例えば“主任機能訓練指導員”というようなものを創り、その上で役割分担をしていくなどの案もあります。理学療法士の方はどちらかといえば介護状態となって障害が生じている状態を症状改善や社会復帰を目指せるようにリハビリすることが期待されています。

我われ柔道整復師は、特に会員ごとの個別施術所と公益社団の組織ネットワークを持つことが最大の強みではないかと思います。そのための施設の設置や個々の施術者を確保するというインフラ整備の必要がありません。そして我われの持つ技術は「外傷」からの日常生活への復帰のみならず介護にならないように「予防」するための対応として応用が可能です。

現時点では地域包括ケアシステムへの単独での参入ができていませんが、それぞれが、こうした強みをアピールしながらそれが可能になれば、各地域ごとに必要な体制づくりがかなり改善していくものと考えています。

富永部長：他にも取り組むべき問題等はありますか？

三橋部長：そうですね。「介護」の分野では予算をなるべくかけないようにという視点から無償のボランティアを多用する傾向があります。これは経済的なメリットが生じる反面、国家資格者と無資格者が一元的な労働力として玉石混交の状態になってしまうマイナス面もあります。それでは、予防や社会復帰を効率よく実現させるには不都合が大きいと思います。せめて医療に関わる関係職種であり、基礎知識や経験を持つ国家資格者と無資格者ボランティアは区別ある扱いをすることが必要だと思います。その点についての要望等も出しながら、地域のために柔道整復師として何ができるのかを考えていきたいと思っています。

富永部長：平成28年に骨折・不全骨折・脱臼の整復固定料の大幅改定があり、平成30年には柔道整復運動後療法の新設、金属副子料の複数回を算定できる骨折の料金改定がありましたが、このことについて萩原副会長にお話をいただきたいと存じます。

萩原副会長：これらの要望を行政にお願いし続けていくことは大変な道のりではありましたが、我われが今後も柔道整復術を業として歩んでいくためには必要でした。世界を見ても非観血的療法で骨折・脱臼をここまでのレベルで整復できる技術を持つ業種は、柔道整復師以外にないと考えております。今回、これらの料金増加改定があった背景には、その特異まれなる技術を有する柔道整復術を他の職種と大きく差別化していく必要があったからでしょう。そこには、技術・知識の向上化をこれまで以上に真摯に取り組んでいかなければならないという意図があります。ですので、一口に大幅アップといっても、一律にアップしたわけではなく、しっかりと高い技術レベルを持って施術できる柔道整復師に対しては大幅アップとなったという形になります。現在、施術所が乱立している状況にありますが、この料金改定においても差別化を図ったということになります。

医療従事者は生涯、勉強し続けることが大切だと思います。常に患者さんのケガがより良くなるにはどうすべきか、ケガをしたことによる心の痛みもとるにはどう接すればいいのか、真摯に取り組んでいる柔道整復師に光を与えてくれるような保険制度にしてほしいと、日整は業界代表として、これからも行政に意見していきたいと思っております。

ラグビー ワールドカップとオリパラに向けて

富永部長：本年、日本で開催される「ラグビーワールドカップ2019日本大会」においてサポート事業を計画していますが、どのような関わり方をするのでしょうか？

長尾部長：ラグビーワールドカップは、2019年９月20日から11月２日が大会期間です。参加チームは20チームで全48試合が12都道府県で実施されます。キャンプ地は22都道府県です。早いチームで８月から

来日し約３カ月間、全国各地を転戦します。それに伴い、世界中からラグビーファンが集まり、各地を転々と観戦するでしょう。参加選手は国際統括団体であるワールドラグビーの配下にあり、我われは直接選手のケアやトリートメントはできませんが選手外のチームスタッフや観客などの治療やメンテナンスは、柔道整復師が常に行っている地域のボランティア活動と同様に行えます。

都道府県社団がキャンプ地の都道府県市町村、都道府県ラグビー協会と協調していただき、世界各国から訪れるラグビーファンに柔道整復師をアピールできる機会だと考えています。

富永部長：柔道整復術を用いた、2020東京オリンピック・パラリンピックのサポート事業も計画していますが、どのように展開していきますでしょうか？また、そのサポート事業の中で、「日整トリートメントルーム」の設置が予定されていますが、これはどのようなものですか？

長尾部長：日整のトリートメントルーム、コンディショニングルームというのは、東京都文京区の東京都柔道整復師会会館の３階に設置することが決まっています。接（整）骨院と同じ電気治療機器、ベッドや衛生材料などを用意し、医療スタッフが帯同しない国や地域の選手やスタッフに施術の場と人的技術の提供ができればと考えています。また、世界各国のメディア関係者へのアプローチも行い、日本で生まれ育った柔道整復術を世界に正しく発信することもこの事業の目的の一つです。

富永部長：災害救護活動やスポーツ大会などの救護とトレーナー活動が全国の公益活動として盛んに行われていますが、「匠の技」プロジェクトの柔道整復術の研鑽によりさらなる活躍が期待できますが、いかがでしょうか？

萩原副会長：柔道整復術の国内普及は、まだまだ足りません。公益活動である救護活動を機に一人でも多くの方に柔道整復師による施術を受けていただくことで、どのような職業なのかを知ってもらい、さらにその必要性を再認識してもらうことが、ひいては職域を守っていくことにつながると考えております。またこのような公益活動の経験は、柔道整復師にとっても非常に有益で、臨機応変な対応力、コミュニケーション力、医療との迅速な連携力など多くのことを学び、レベルアップを図ることにつながります。

今回、新たに日整初の「匠の技」という力の入ったプロジェクトが立ちあげられましたが、これは一人ひとりの柔道整復術の技術・知識レベルを大幅に向上させるための場です。柔道整復師になりたての方も経験豊富な方も新たにこのプロジェクトセミナーに参加されることで、いつもと違った側面からの治療方針や考え方、コミュニケーション方法等を採り入れる事ができるでしょう。さらに新しい出会い、切磋琢磨しあう関係の構築により、治療家としての知識・技術レベルがさらに磨かれることを期待しています。

そうして個々のレベルを飛躍的に底上げしていけば、そこに関わる患者さん・国民の皆様のケガがより良い形で快方できるようになり、ひいてはそれが日整全体として、全国各地域にますます必要とされる存在となれればと思います。

富永部長：養成学校の学生を応援するサイトが今年、立ち上がる予定ですが、その中で、長尾部長自らテーピング動画の術者となっています。今後ストレッチや骨折・脱臼の整復固定などの動画も配信していくと学生にとって有益となると思いますが、いかがでしょうか？長尾部長からお話をいただければと存じます。

長尾部長：柔道整復師という職業を選んでくれた学生さんを支援することは業界として当然のことです。ただ、工藤会長の冒頭の挨拶にもありましたようにまずは、教員を含む学生さんたちが「柔道整復師の資格を守る」ということはどういうことか、また柔道整復師の脱臼・骨折の整復固定の「手技の伝承」は、不滅の諭（おし）えであるということを理解され、応援サイトの動画を見ていただくことを望みます。

本来、柔道整復師としての持つべき知識と技能の底辺を引き上げる努力は、養成施設は勿論のこと柔道整復師業界全体でしていかなければならないことです。そうした意味で接骨院を開業するに当たり、これだけは理解し習得しておくべき事柄を日整HPで配信することは学生さんのみならず私たち会員にも有益なものとなります。

新たな時代の新たな形へ進化させ…

富永部長： 最後に工藤会長から総括をお願いいたします。

工藤会長： 今年４月30日、日本は天皇陛下がご退位され、皇太子様が新天皇に即位され元号が改められます。それに呼応して柔整業界は長い低迷の時代を抜け、いよいよ未知の世代とも言うべき第５世代に突入します。その世代に業界の制度や仕組み、柔整の手技等を安定した状態で伝えつなげるため、今年は特に重要な年となるでしょう。そのためにも、先に挙げた「電子請求」、「匠の技」、「介護予防」等の各分野で確実な成果を出さねばなりません。

そして、今年の干支は十二支では一番最後の「亥」年です。時代の変革期、新しい時代への継承期としては、前時代の締めくくり（「平成」最後の年）に頭（干支の最初＝亥年）を残して据えた形をとったことで次の時代への安定を増した最良のものとなったと思います。

そして、一人ひとりの会員のところに“改革の実り”が少しでも早く届けられるよう、今年もさらに一歩、もう一歩前に進みます。しかし、ただやみくもに突き進む「猪突猛進」ではなく、周りの情勢を冷静に判断しながらも「勇猛果敢」に日整の“意の獅子（いのしし）”を 解き放とうと思っています。

また、柔整業界が社団と個人とに分断されてからの暗黒の30年間に対して単純な終止符を打って断ち切るのでは、その残骸が多く残り混乱は増すばかりです。柔整業界自体を新たな時代の新たな形へと進化させ、これまでとは異なった姿に変貌させることが叶えば、必ずや「地域社会に必要とされる柔整」としての姿が徐々に見えてくるはずです。そのためには、医師会の目指す方向性に沿って、地域の自治体や各種団体との連携をこれまで以上に密にして、さらなる前進をしていこうと思います。

会員の皆様には、さらなるご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

―インタビューを終えて―

◆信頼される柔道整復師像へ

富永部長： 工藤会長をはじめ、先生方にはお忙しいところを誠にありがとうございました。柔道整復術公認100年の節目に、日整執行部が未来に目を向け、総力を上げて取り組んできた制度改革や整復技術の伝承と発展をどのようにしていくべきか、ビジョン、展望などについてお話をいただきました。未来を見据えた改革努力を一歩ずつ歩み続ける「常に前進することを辞めない」ことがいかに大切なのかよく分かりました。

会員と業界を守り、国民に信頼される柔道整復師像と業界に発展させていくため、執行部の熱意と行動力で「平成の大改革」が実現しました。さらに、日整傘下の47都道府県柔道整復師会がすべて公益社団法人となりました。新たな改革に向けて業界に山積する課題に取り組むべく、全国会員の皆様方も日整と共に団結していただき、改革の実現に向けての取り組みにご理解を賜れば幸いです。

今年も日整の諸事業にご協力をいただきますよう、切にお願い申し上げます。

先達のレガシーを未来へ

公益社団法人日本柔道整復師会（以下、日整）は、平成30年12月９日(日)、上野精養軒２階「藤の間」にて特別講演・合同部会・懇親会を開催した。

会は三橋裕之総務部長の司会で、松岡保副会長の開会の辞により始まった。工藤鉄男会長は挨拶の中で、「我が業界と執行部はこの一年間、改革に奮闘し『教育改革』と『制度改正』を平成の大改革として実現させた。これは過去から学んで未来を築く過程においてなくてはならないものであった。私たちは先達が残してくれた、骨折・脱臼の素晴らしい整復・固定技術の恩恵を受けて現在の生活が成り立っている。もう一度原点回帰をして、柔道整復師の整復技術・資質を向上させ、社会と国民に信頼される業界にしなければならない。医師会との連携も深め、将来柔道整復師を目指す人たちのためのレガシーへとつなげていこう」と力強く述べた。

当日は、日本柔整会館において各部ごとに会議を開催した。その後、会場を移し、合同部会および懇親会が行われ、特別講演へと進んだ。

懇親会は、志田康雄日整顧問弁護士の乾杯のご発声で開宴された。来賓紹介の中で、日整の事業でご協力いただいている東京都柔道整復師会関係者の紹介があった。

各部報告は政策部から始まり、部長・担当理事・部員が登壇し、制度改革、ラグビーワールドカップ、オリパラ、全国柔道整復師高段者大会、施術管理者の要件強化、審査会の権限強化、広報誌関連、ベトナム国柔道整復術普及活動、柔道整復術公認100周年記念事業等についての報告があった。

特別講演

元衆議院議員・医師　小松裕先生

特別講演は、小松裕先生にご登壇いただき、『スポーツの力を支える』というテーマでお話をうかがった。「スポーツ・ドクター」という立場で、30年以上にわたってスポーツを支えるお仕事をされてきた小松先生。「これからの日本は、医師も柔道整復師もみんな一緒になって、しっかり国民の健康保持増進に貢献できるように、その役割と仕組みを作っていかなくてはならない。医師会と柔道整復師会をつなぐ役目や柔道整復師会での山積した課題をお任せしてもらえるように頑張りたい」と前置きを述べられ、講演が始まった。その要旨をレポートする。

スポーツの力を、もっと社会の力に

私は、５回のオリンピックや、アジア競技大会、ユニバーシアード競技大会、野球のワールド・ベー

スボール・クラシック、体操やレスリングの世界選手権など、あわせて45回の国際大会に帯同し、多いときは１年のうち100日以上も日本チーム・選手団とともに海外で過ごしてきた経験があり、おそらく競技スポーツの現場を日本一良く知るドクターだろうと自負している。

スポーツ現場ではそれぞれの分野の専門家と連携を取りながら、選手やスタッフたちが何を求めているかを感じながら「世界一」という同じ目標に向けて、一緒に戦い、支援している。

そんな中、「スポーツの力を、もっと社会の力にできる仕組みをつくれないものか」「もっと多くの人に、スポーツの価値を知ってもらいたい」という問題意識から、政治の世界に足を踏み入れ、政治家としてスポーツを支える一員となった。そしてオリパラを東京に招致するための活動やスポーツ庁を創設するなどの活動をする中で「スポーツ界を支えている」と実感できた。

「スポーツにかかわる」という視点を広げてみれば、支援の幅も広げることができる。直接アスリートを支える現場では、どのような人たちが、どのように考えながら働いているのか。またアスリートとどのように関わることができるのか。私が感じてきたスポーツ支援の素晴らしさや心得をお話させていただきたい。

トップアスリートには、その技術以外にもさまざまな素晴らしいところがある。講道館柔道の創始者である嘉納治五郎師範の教えには、「精力善用」「自他共栄」がある。

トップアスリートは「体も心も万全でないと戦えない」「自己管理が大切」であることを知っている。我われはアスリートの体を治すだけではなく、このことを伝えていくことも大きな役割である。

「挨拶ができる」「人の話を聞く」「感謝の気持ちを持つ」「現状を受け入れる」「不平不満を言わない」「言い訳しない」「人のせいにしない」「迷わない」「結果を気にせず自分のすべてを出す」…。こうしたことは一流選手なら共通して持っているすぐれた特質だ。

選手たちは孤独な中でストレスや不安と闘っている。我われのスポーツを支える側は、治療以外にこのようなことを取り除いていくことも重要な仕事となる。

与えられた役割を果たす

2020オリパラをはじめ、スポーツの現場に関わることを志す者にとって一番大事なことは、与えられた役割は何なのかつねに頭に入れておくこと。自分が何を求められているか把握し、逆に不必要な手出しはしないという判断も大切である。

昭和36年に発布された「スポーツ振興法」は2011年、50年ぶりに改正され、スポーツによってのさまざまな力を日本の発展、世界の発展につなげる法律「スポーツ基本法」が平成23年に制定された。目指すところは「スポーツ立国の実現」である。

スポーツはトップアスリートだけのものではなく、国民全員が生涯にわたって親しむものである。それが健康につながっていく。さらにスポーツには地域の活性化、青少年の健全育成、世界平和などにも貢献できる大きな力がある。

柔道整復師会の先生方には国民の「健康の保持増進」の役割を担ってもらわなければならないし、その仕組みを作っていかなければならないと思う。

さまざまな力も、日本の力や、世界の力にしていくために、これからも皆さんと一緒に歩み、皆さんのお力をいただいて山積している課題の解決と「スポーツの力」で健康を創る日本社会を築いていきたい。

西日本豪雨災害 岡山県柔道整復師会のとりくみ

（公社）岡山県柔道整復師会　広報部長　永田正太郎

平成最後の夏、西日本豪雨による災害は「晴れの国・岡山」にも甚大な被害をもたらしました。

本会は県内14市町村と「大規模災害時の避難所における人道支援活動」の協定を締結しています。今回被害の大きかった倉敷市（2015年）総社市（2014年）ともこの協定を結んでおり、災害発生直後より協力要請が見込まれたため、７月10日（火）に本会事務局に災害対策本部を設置し準備を進めていました。

そんな中、社団の動きよりも一足早く被災地域の含まれる倉敷・備中支部の会員の有志数名が被災直後の７月８日（日）に被災地入りし、現地調査とボランティアを開始しました。

災害直後より、多くの団体や個人の方々がボランティアとして被災地に入られていました。我われもその方々と同様に歴史的な猛暑とも戦いながら「私たち柔道整復師にできることは何か？」と一人ひとりが自問しながらの活動でした。

まず、プライバシーも確保されていない状況の避難所で会員が二人一組になって出向き、避難の際に負傷した被災者の応急処置、主に骨折、脱臼、捻挫の施術を行いました。また、倒壊した家屋の片付けも支援しました。

しかし、時間の経過とともに被災者の怪我や不調には、普段我われが目にしない症例が増えてきます。例えば長靴に泥が入ったため起きた擦り傷や鋭利なものによる切り傷は、感染症が懸念されるため洗浄を指導しました。また連日の猛暑にも関わらず屋外での作業が続き、被災者の中には熱中症とみられる症状も多く、その指導と措置に多くの時間と人員を必要としました。

避難所の硬い床で寝ている高齢者からは「体のあちこちが痛い」との声も聞きました。長時間、体を動かさず放っておくとエコノミークラス症候群になる恐れがあり、これは、2016年の熊本地震でも注目された災害関連死につながります。避難所生活が長引くほど、この危険は増すため、私たちは「脚にむくみや傷はないか？」などと声をかけながら慎重に見て回り、同時に血流を改善する施術を繰り返しました。その中には血栓が発見され、入院につなげることのできた例も複数ありました。

また普段診ることのない症例や、気になることについてはSNSなどで情報を共有しながら、地道なケアを長期間にわたって行いました。

被災地は甚大な被害に見舞われ、医療機関も浸水が相次ぎました。そのため怪我や不調を湿布だけでしのぐ被災者も多く見受けられました。エコノミークラス症候群の予防のため、なるべく戸外での運動を指導しましたが、実際は連日の猛暑で被災者からすれば「それどころじゃない」というのが本音だったと思います。それでも本会の会員は「心理的な不安の解消になれば」、と被災者の声にしっかりと耳を傾けての活動を継続してくれました。

「晴れの国」の名のとおり、これまで岡山県は大きな災害とは無縁でした。災害直後より被災地に出向き、自らの意思のみで活動を開始してくれた会員に感謝するとともに、この活動に83名の会員が無償で参加してくれたこと、そして1,333名の被災者の方に柔道整復術を生かしたサポートをさせていただけたことを誇りに思います。

これは当会の会員だけでなく、大量の衛生材料を快く提供してくれたダイヤ工業をはじめ、関係者の方々のご協力のおかげです。ありがとうございました。

最後になりますが、この災害以降、倉敷市に隣接する浅口市と、今回大きな被害のあった矢掛町の２自治体と「大規模災害時の避難所における人道支援活動」の協定を締結させていただきました。

今回の反省を踏まえながら、地域の人のお役に立てる（公社）岡山県柔道整復師会になるために、これからも活動していきたいと思います。

石井参議院議員に活動の説明をする、河本倉敷支部長（左）と、小笠原和寿災害担当救護部長（右）

北海道胆振東部地震での北海道DJAT医療救護活動

（公社）北海道柔道整復師会　災害救護班　塩見猛（小樽ブロック）

はじめに昨年の北海道胆振東部地震により被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

平成30年９月６日(木)未明に胆振東部を中心に震度７、北海道全域がブラックアウトとなる巨大地震が発生した。(公社)北海道柔道整復師会「医療救護活動マニュアル」策定後、初の医療救護活動が行われた。

震災翌日から北整会災害対策本部を設置、連絡の取れた執行部と電話にて初期活動計画策定を行った。日本DMAT本部より道庁にて活動中との連絡が入る。

２日目、北整会災害救護班として登庁し、道災害対策本部へ合流した後、医療全般を統括する北海道DMAT調整本部へ入室。ただちに道内全域の第一次医療圏から第三次医療圏の医療機関の被災・活動状況の収集を行った。同時に震源地周辺にあたる安平町・厚真町・むかわ町の避難所状況（避難所数、ライフライン等）およびDMAT・日赤救護班などの医療チームの活動状況を収集。膨大な情報を基に北海道DMAT調整本部要員と会議、調整が行われ、柔道整復師の活動参加が求められた。

１．重要事項を北整会災害対策本部長へ伝え、即時に活動許可を得た。同時にEMIS（広域災害救急医療情報システム）に登録し、正式に救護班として避難所での医療救護活動が行える状況になった(EMISに登録できなければ、一般のボランティア活動と見なされ災害現場では活動範囲に一線を引かれる)。北海道DJATの活動日は９月10日(月)～12日(水)までの３日間と決定。避難所での医療救護活動は日胆ブロック田原篤会長をはじめブロック会員12名に各避難所での救護班としてご協力をいただいた。

今回、厚生労働省および都道府県の派遣要請に基づき、災害急性期に活動できる機動性を持った医療チームDMATが管理するEMISに登録した立場で医療救護活動ができたのは、医師を含むDMATと日赤病院、それと北海道柔道整復師会のみであった。

＊救護活動内訳

９月10日(月)　隊員４名
(田原篤・森琢磨・五十嵐渉・伊藤竜一）派遣
午前　厚真中学校　　（避難者120名）　救護者６名
午後　厚真中央小学校（避難者100名）　救護者５名

９月11日(火)　隊員４名
(平井義則・椎名正人・鈴木孝広・近藤優子）派遣
午前　早来小学校　　（避難者80名）　救護者15名
午後　町民センター　（避難者100名）　救護者６名

９月12日(水)　隊員４名
(蜂屋広高・島野誘一・吉田友輔・久保達郎）派遣
午前・午後　四季の館・鵡川（避難者270名）
救護者11名

＊活動実日数　９月10日・11日・12日計３日間
＊総避難者数　654人中　救護人数43人
＊派 遣 隊 員　（ブロック会員）12人

初DJATとして被災地でご活躍された先生方には心から敬意を表します。

第３話（最終回）社会的信頼度を高める場に

～救護活動の意義 専門職としての立ち

柔道整復師の役割を明確に

日本は近年、地震や豪雨、台風による災害が頻発しました。平成30年６月に大阪府北部地震が発生し、７月には西日本豪雨、９月に北海道胆振東部地震と相次ぎ、多くの犠牲者が出ました。本誌26、27ページの「公益レポート」には、その被災者救護に当たった会員の活動内容を掲載しました。柔道整復師は、このような災害やスポーツ現場へ救護ボランティアとして出向き、骨折・脱臼・打撲・捻挫などを迅速に判断、処置し、専門職の役割を果たしています。

（公社）日本柔道整復師会（以下、日整）では、傘下の（公社）都道府県柔道整復師会（以下、都道府県柔道整復師会）が取り組んでいる自治体主催の防災訓練や各種スポーツ大会などの救護活動をホームページに掲載しています。これは接骨院や整骨院の施術所以外でも多くの人を助けることができる柔道整復師の立ち位置を公開し、社会的信頼度を高めていくことを目的としています。

都道府県柔道整復師会の救護ボランティア活動が広がりを見せてきたのは、平成23年３月に発生した東日本大震災のときからのようです。ここ数年は南海トラフ地震発生の予測の影響もあり、世間の防災意識はさらに高まっています。

第１話と第２話に記述されていたとおり、スポーツ救護や災害救護の現場では役割分担があり、異職種資格者総合チームとして別々の機能を果たしています。この中でスムーズな活動を行うには、事前に異職種の人々に柔道整復師の業務範囲を伝えておくことが必要です。法的に認められている我われの業務範囲を理解してもらうことにより、信頼関係が構築されるとともに柔道整復師の役割が明確化されます。

医療救護に特化した訓練

しかし、スポーツや災害を問わず、救護現場では迅速に処置できる知識と技術が求められますので、団体としても個人としてもそのスキルアップを図ることが必要です。都道府県柔道整復師会では、日赤主催の救護訓練や自治体主催の防災訓練に会員を派遣して、災害時における医療救護に特化した訓練を受けさせているところがあります。この訓練では、医療救護のスキルアップを図るとともに、医療関係者相互の信頼関係も構築されていきます。また、各都道府県と都道府県柔道整復師会との災害時の医療救護に関する協定を締結しているところも多くあります。さらに都道府県医師会を中心とした医療関係団体と災害時の医療救護協定を締結しているところもみられます。

こうした連携が全国的に展開できれば、災害時の緊急的な多職種連携救護の際、医師の指示の下に柔道整復師が骨折や脱臼などの負傷者に対応し、医師は緊急度の高い負傷者の処置に専念でき、結果として多くの負傷者を迅速に助けることにつながります。

都道府県柔道整復師会の多くは、救護ボランティア活動へ積極的に取り組み、各種団体主催のスポーツ大会の救護依頼に基づき現場に帯同、怪我の応急手当てなど運動器の外傷対応で貢献しています。

各都道府県との災害時における医療救護に関する協定締結状況を表にしました。併せて救護ボランティア活動に従事した会員数も掲載しました。これからも柔道整復師の仕事を天職と心得て、多くの人を救っていただくことを期待し、最終回といたします。

と経緯～
位置確保へ

渉外部

救護活動等の活動者数

（会員数：H30年８月末現在）

		会員数	活動者人数	備　考
1	北海道	825	270	準会員等13名含む
2	青森県	239	28	
3	岩手県	137	59	
4	宮城県	366	23	
5	秋田県	198	20	
6	山形県	217	20	準会員等３名含む
7	福島県	198	4	
8	茨城県	350	76	
9	栃木県	404	3	
10	群馬県	443	30	
11	埼玉県	801	14	
12	千葉県	504	9	
13	神奈川県	627	120	
14	山梨県	100	43	
15	東京都	1,278	257	準会員等39名含む
16	新潟県	307	20	
17	長野県	441	139	
18	富山県	527	69	準会員等３名含む
19	石川県	337	104	
20	福井県	177	38	
21	静岡県	329	54	
22	愛知県	819	74	
23	三重県	170	45	
24	岐阜県	318	18	
25	滋賀県	136	79	
26	京都府	344	59	
27	奈良県	143	19	
28	和歌山県	242	59	
29	兵庫県	522	49	
30	大阪府	1,588	140	
31	岡山県	263	52	
32	鳥取県	19	0	
33	島根県	29	3	
34	広島県	245	42	
35	山口県	124	23	
36	香川県	175	38	
37	愛媛県	108	28	
38	徳島県	48	5	
39	高知県	118	32	
40	福岡県	647	133	
41	大分県	182	18	
42	佐賀県	96	53	準会員等13名含む
43	長崎県	165	1	
44	熊本県	137	50	
45	宮崎県	147	34	
46	鹿児島県	247	21	
47	沖縄県	66	28	
	合　計	15,903	2,503	

都道府県との災害救護協定締結状況

（H30年12月現在）

都道府県名	災害救護協定締結の有無
北海道	○
青森県	
岩手県	
宮城県	○
秋田県	
山形県	○
福島県	○
茨城県	
栃木県	○
群馬県	○
埼玉県	○
千葉県	○
神奈川県	○
山梨県	○
東京都	○
新潟県	○
長野県	○
富山県	○
石川県	
福井県	
静岡県	
愛知県	○
三重県	○
岐阜県	○
滋賀県	○
京都府	○
奈良県	○
和歌山県	○
兵庫県	○
大阪府	○
岡山県	○
鳥取県	○
島根県	
広島県	○
山口県	
香川県	○
愛媛県	○
徳島県	○
高知県	○
福岡県	○
大分県	
佐賀県	○
長崎県	
熊本県	○
宮崎県	○
鹿児島県	
沖縄県	
合　計	34

特別連載

柔道整復師のための楽しい統計学

入門編

横浜創英大学教授　星山　佳治

第９回／誤　差

「誤差」という言葉は、「食い違い、差」という意味で日常的によく使われていますが、統計学にも「誤差」という考え方があります。これらはどう違うのでしょう。今日は統計学で使われる「**誤差**」とはいったいどのようなものなのかについてお話しをしたいと思います。

●「誤差」とは何か？

例えばここに１万人の集団がいて、その身長の平均値を調べるとします。１万人すべての身長を測定するのは大変ですから、その中から無作為に100人を抽出して、その人達の身長を測定し、平均値を求めることにします。

この時の平均値をX1とすると、もう１回、新たに別の100人を抽出して身長を測定すると、今度はX1とは違う平均値X2が求まることになります。二つ値が異なる理由は、単に１回目の100人と２回目の100人は別の人達だからです。これを「**標本抽出変動**」と呼びますが、このように100人ずつ選び出して、その身長の平均値を出す作業を何回繰り返しても、実際に１万人の集団全体の身長の平均値とピッタリ一致することはないでしょう。

なぜなら、１万人の集団の「真の平均値」はただ１つしかありません。これをXとするなら、最初に選んだ100人の身長の平均値であるX1やその次の100人のX2との間には必ずズレが生じるのです。

要するに、「**真の値**」と一部を抜き出して調査した「**観察結果**」には違いがあり、これを統計学的には「**誤差**」と呼びます。英語にすると「error（エラー）」と言います。英語の響きからは「誤り、間違い」という意味合いを感じてしまいますが、真値との差を指しているのです。

●誤差の「種類」

以上のような場合の「誤差」は、その時々にまったく偶然発生することなので「偶然誤差」と呼びます。

そして、「X1」や「X2」に生じたズレは、真の値である「X」より大きい場合と小さい場合の両方がありますので、この偶然生じた誤差には「決まった方向性」はありません。

しかし、誤差にはもう一つ「系統誤差」というものがあります。こちらは「偶然誤差」とは違って一定の方向性を持ちます。このように方向性を持った誤差のことを一般的に「**偏り**（かたよ）」と呼び、英語では「bias（バイアス）」と言います。

よく『その意見にはバイアスがかかっている』という表現が使われることがありますが、これは「傾向」や「偏り」から転じた「先入観」など、片寄った見方や考え方のことを指します。

では、実際の「系統誤差」とは、どういうものか考えてみましょう。例えば血圧測定をする際に何台かの測定器を使用したとします。そのうちのある一台は、実際より5mmHg高く表示するという特性（傾向）を持っていたとしたら、その測定結果は「バイアス（偏り）がある」ということになります。ある一定方向へ偏りのある誤差があるということです。

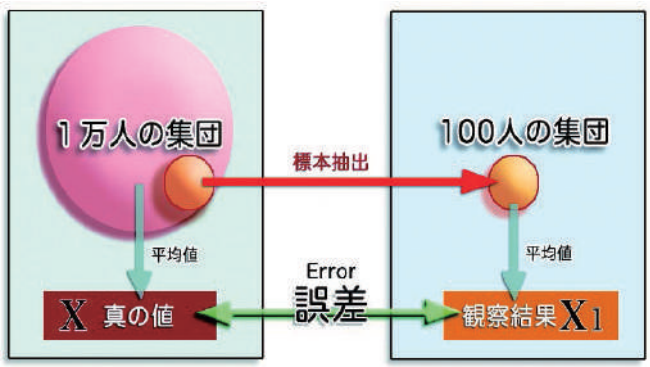

●誤差の「評価」

さて、次にこの「誤差」を統計的にどのように使用するのかについて考えてみます。

統計では、「誤差」は様々な研究や観察データがどの程度正しいのかを「評価」する際に有効的に使われます。そして、誤差が生じた際の評価には、**精度「precision」**と**妥当性「validity」**という2つが使われます。

「偶然誤差」が大きい研究は精度が低く、誤差が小さいほど“精度が高い”研究ということになり、高く評価されます。

精度を高くする一般的な方法は、標本数を増やすことです。1万人の集団において、「日常的にお酒を飲む人がどれくらいいるか」を知りたい時に、サンプル数（調査対象者数）を100人とするより200人とする方が精度が高くなることは理解できると思います。

そして、「系統誤差」が小さい研究は「偏り」が小さく“妥当性が高い”研究ということになる訳ですが、「妥当性」については抽出される標本自体の偏りを見るのであって、統計的な検定や推定の問題ではありません。

また、**精度**は複数回の測定値のばらつきの度合いの尺度で、「**再現性**」とも言います。ばらつきが小さい場合は、再現性が高い（良い）といいます。

妥当性に近い尺度では、**正確度「accuracy」**という評価もあります。これは調査した値が「真の値」に近い値であることを示す尺度で、系統誤差（偏り）が小さいという意味になります。妥当性と正確度は同じ意味になることが多いのですが、全く同じではありません。

例えば、「時刻を知るために腕時計を見た」には「妥当性がある」と言えますが、「時刻を知るために体重計を見た」というのにはまったく妥当性はありません。そして、「時刻を知るために自分の影を見た」としたら、日時計の要領では確かに時間を測定することになるので、妥当性はあるかもしれませんが、正確度は低いということになるでしょう。

少し視点を変えてみます。例えばアーチェリーで的を射る場合を考えてみましょう。

何本か矢を射た結果が「的」の中心ではなく、あちらこちらにばらけていれば「精度が低い」ことになります。そして、当たった個所が一定の所に集中していれば「精度が高い」と言えます。

しかし、当たった個所が一箇所に集中していたとしても、それらが狙っていた的の中心からズレていたら「精度は高いが妥当性（正確度）は低い＝偏りがある」ことになります。射た矢がすべて的の中心の近くに集中していれば「精度も高く、妥当性も高い」ということになり、最も良い評価を得ることになる訳です。

こうしたことを踏まえて、ある研究を統計学的に評価する時には、必ず「精度が高いか」を検討する訳です。一方、「妥当性（正確性）」については、知識や経験に基づいて判断することになります。

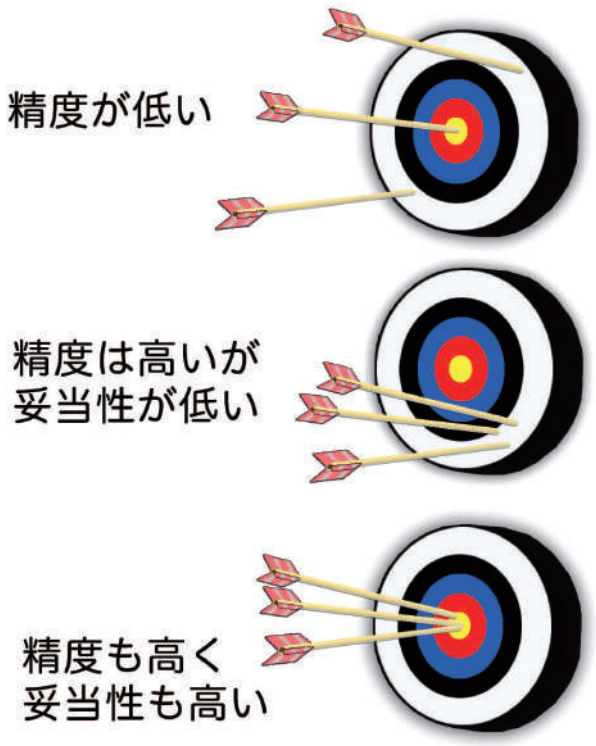

プロフィール
星山佳治（横浜創英大学　教授）

学歴
昭和54年3月　東京大学医学部保健学科　卒業
昭和57年3月　東京大学医学系研究科修士課程修了　保健学修士
昭和60年3月　東京大学医学系研究科博士課程修了　保健学博士
（博医第596号）

職歴
平成16年1月　昭和大学医学部教授
平成24年4月　横浜創英大学看護学部教授

社会活動
平成11年4月　文部科学省大規模コホート運営委員（現在に至る）
平成14年4月　東京都花粉症対策検討委員会委員（現在に至る）
平成16年4月　日本疫学会評議員（平成27年12月まで）
平成18年4月　国立病院機構EBM推進のための大規模臨床研究統計責任者（現在に至る）

グランドスラム大阪2018
救護補助活動報告

日時：平成30年11月23日(金・祝)～25日(日)　午前8時30分～午後8時
場所：丸善インテックアリーナ大阪（大阪市中央体育館）
救護補助員：金井英樹、瀧澤一裕

昨年、東京で行われた同大会は、大阪に場所を移して開催された。今年も柔道医科学員会より要請があり、当会から２名が参加したほか、大阪府、滋賀県、和歌山県、兵庫県、奈良県、京都府の各府県の社団会員総勢28名が日替わりで活動を行った。

救護スタッフとしての柔道整復師の役割は、試合会場で発生したアクシデントに迅速に対応し、スパインボードを使った搬送、マットサイドおよび救護室でのドクター補助、試合会場に用意された畳の清拭などである。日常的に救護に関わる柔道整復師の活動に比べると制限があるように感じるが、一緒に活動する医師、理学療法士などから多くのことを学べる好機でもある。

今回も宮崎誠司Dr、田邉誠Dr、小島理恵Drを中心に、毎日試合開始前にアクシデントが起きたときを想定したシミュレーショントレーニングを入念に行っていただいた。特にケガのため会場で動けなくなった選手に対しての搬送を想定し、頭頚部保護を第一に考え、様々なケースモデルを想定して、医師の指示の下で誰もが同じ内容・レベルの救護が実施できるよう確認しあい本番に臨むことができた。３日間の活動を通し、大きな事故もなく無事大会を終えることができたのは、医科学委員の先生方にしっかり準備していただいたおかげだと感謝している。

各地で開催される柔道大会には、医師よりも社団会員ほか多くの柔道整復師が救護に関わっているのが現状である。しかしながら本大会のような国際大会で、医師のもと救護スタッフとして活動すると、今まで知りえなかったリスクマネージメントにハッと気づかされる。全柔連では重大事故総合対策委員会が設けられ、各地で発生した事故状況やその対策、防止についてホームページや依頼文などの通達で啓発しているが、各都道府県の柔道連盟および救護に関わる医療従事者には周知徹底されていない状況のようである。したがって、社団主催や各地で開催される柔道大会における安全意識向上を目指すためにも、毎年全柔連医科学委員会主催で開催される救護講習会には、できるだけ多くの会員に参加していただきたい。同大会は、次年度も大阪において開催予定している。加えて「2019世界柔道選手権」が東京にて開催される予定もある。ぜひとも本活動に多くの会員が参画し、現場の緊張感を味わっていただきたいと感じた。

柔道グランドスラム大阪2018 トレーナー活動報告

日整渉外部　**田澤裕二**

11月23(金・祝)～25日(日)、丸善インテックアリーナ大阪にて開催の柔道グランドスラム大阪2018へ、大韓柔道会とモンゴル柔道連盟からの要請により出向、トレーナー活動を行った。

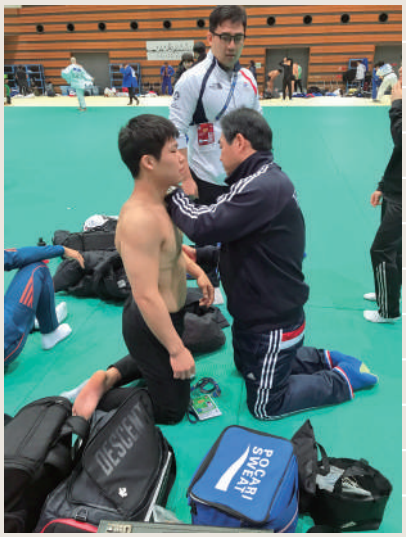

日整からは元モンゴル国ナショナルチームの選手だった京都府柔道整復師会のガンバートル氏を含む３名の派遣があった。また、以前より協力をしてくれている柔道整復師国家資格を持つジョ・グゥ氏が今年度より大韓柔道ナショナルチームのトレーナーに就任し帯同されたので、各国２名にて対応し、症状の説明などの言葉の壁も低くなり、選手のケアが今まで以上にスムーズに行えた。

日整が国際交流・活動を始めてから20年以上が経ち、柔道グランドスラム大会における活動にも約10年携わっている。そして、今回のように外国人の柔道整復師有資格者がおのおのの出身国の選手を診ていることに、2020東京オリパラに向かって少しずつ、着実に前進していることを感じられた。

駐日モンゴル国大使館 大使閣下就任レセプション

11月16日(金)に駐日モンゴル国大使館ダンバダルジャー・バッチジャルガル大使閣下の就任レセプションがモンゴル国大使館にて開催され、日整から萩原正和副会長、三橋裕之総務部長、田澤裕二渉外部員、外務省関係者、国会議員、地方議員、地方自治体首長、歌手の八代亜紀さんや白鵬関夫人など多方面より多くの方が出席されました。これはひとえに長きにわたりモンゴル国と日本国が友好関係を築いている結果と、感銘を受けました。

左から萩原副会長、バッチジャルガル大使閣下、三橋総務部長

また、バッチジャルガル大使閣下には、昨年日整を代表して工藤鉄男会長がモンゴル国最高栄誉勲章をいただくにあたり、日整が行ったモンゴル国においての活動に共感され推薦状を書いていただきました。さらに、2020東京オリパラにおいて、モンゴル国ナショナルチームのサポート協力を受けておりますことも報告させていただきます。

全日本柔道連盟医科学委員会報告

日時　平成30年11月24日(土) 午前8時～　グランドスラム大阪2018 大会2日目
場所　丸善インテックアリーナ大阪（大阪市中央体育館）　大会議室

政策部長　**豊嶋良一**

公益社団法人日本柔道整復師会を代表し、工藤鉄男会長が全日本柔道連盟の医科学委員会委員として活動している。昨年度より日整（柔道整復師）と医師と柔道連盟の三者による連携強化に注力してきた。今回の委員会には工藤会長の代理として豊嶋良一政策部長が委員会に出席、柔道整復師の立場から意見交換を行った。

今回の会議では永廣信治医科学委員長を議長に委員25名の参加による９議題５報告が行われた。最も重要な議論となったのは、以前より問題になった柔道における「重大事故の検討」と、「絞め技で意識喪失した後の対応」の議題で、実際の試合映像を確認しながら、かなり踏み込んだ議論が行われた。

映像の題材は試合及び練習による起こった頸椎の事故であった。立ち技などによる重大事故とともに今回問題になっている絞め技による事故の事例を挙げ、医科学委員会として事実経過と原因をもとにした提言と調査委員会の調査事項に関しての提言を取りまとめ重大事故対策委員会への回答を確認した。

この提言での「正確な事故病態把握」のなかに審判の対応の適切性、活法の適切性、中学生の試合に絞め技を使用することの是非など、将来を見据えての確認を踏まえての回答があった。このような真剣な議論を受け、参加されていたIJF Medical Commission委員でもある二村雄次特別委員より発せられた「全柔連医科学委員会が進めている研究・活動はIJFの中でも最先端をいっている」との力強い言葉は、更なる医科学委員会への充実を期待する表れである。

今後、日整としても柔道及び柔道整復術を安心安全な伝統技術として後世に残すために、提言にもある医科学委員会が認識している「仰臥位で頸椎固定での活法」なども含めた研究や徹底指導の必要性を再認識した。また、議題「2020オリンピック関連」（宮崎誠司副委員長）の際、質問で「2019世界柔道選手権（８月25日(日)～９月１日(日) 日本武道館）・グランドスラム大阪2019（11月22日(金)～24日(日) 丸善インテックアリーナ大阪）・2020東京オリパラと続く大きな国際大会の柔道関連会場組織図に医療救護としてPTと同等に「柔道整復師」の名前を組み入れていただけないか」と強く要望した。

その結果、永廣委員長より「会場などの医療救護現場で怪我に対応できるのは医師と柔道整復師である」との見解をいただき、医科学委員会として組織図のなかに組み入れる方向性で進めたいとの賛同をいただいた。このことは柔道整復師が現場で医師とともに活躍できる職業であることを再認識させる絶好の機会ととらえられる。日整としては日本開催の国際大会や2020東京オリパラに向けて本格的に医療救護のスペシャリストとして認められ協働するために、全国の社団会員が医療救護講習会や各地の大会などにも積極的に参画し、真剣に技術を磨いていくことを周知徹底したいと考える。

左から豊嶋政策部長、永廣医科学委員長

末尾となるが、今回グランドスラム大阪大会には医療救護として日整から金井英樹会員・瀧澤一裕会員、大阪府、滋賀県、和歌山県、兵庫県、奈良県、京都府から26名の会員、モンゴル国・韓国トレーナーとして田澤裕二会員・ガンバトール会員・田澤俊二会員と多数の会員がご多忙の中ご協力をされた。心よりお礼申し上げる。

平成30年度　日整主催学術大会一覧

地区	担当都道府県	学会大会名称	開催予定日
関　東	（公社） 茨城県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第41回関東学術大会　茨城大会	平成31年3月9・10日（土・日）

平成30年度　周年記念式典開催日

都道府県	式典名称	開催日・会場
（公社）埼玉県柔道整復師会	社団法人設立70周年記念式典	平成31年2月11日（月・祝） パレスホテル大宮

※平成31年2月17日（日）開催予定の静岡県柔道整復師会社団法人設立70周年記念式典は中止となりました。

業界を挙げて後世への柔道整復術の伝承を誓う

全柔道整復師が集う公認100周年の祝賀会を開催します。
当日、併せて当会の社団法人設立65周年の式典も執り行います。

日時：平成31年３月７日（木）
会場：パレスホテル東京
〒100-0005 東京都千代田区丸の内１-１-１

13：00	日本柔道整復師会社団法人設立65周年記念式典
14：00	特別講演（公開講座）
16：00	柔道整復術公認100周年記念祝賀会

平成31年度　周年記念式典開催日

都道府県	式典名称	開催日・会場
（公社）京都府柔道整復師会	社団法人設立65周年・新会館竣工式典	平成31年12月1日（日） リーガロイヤルホテル京都

日整親善ゴルフ大会開催予告

平成31年度は関東地区で９月22日（日）に開催予定。詳細はFeel! Go! 春号にてお知らせします。

お詫びと訂正

前号、日整広報Feel!Go！14ページに誤りがございました。
謹んでお詫び申し上げ訂正いたします。

日整全国柔道大会　結果
誤）中関東０-２南関東Ａ　→　正）中関東１-２南関東Ａ

「日整広報Feel！Go！」発行のご案内

発行予定日	2019年　4月20日	（春　号）	Vol.249	原稿締切　2019年　2月20日
	2019年　8月20日	（夏　号）	Vol.250	原稿締切　2019年　6月20日
	2019年11月20日	（秋　号）	Vol.251	原稿締切　2019年　9月20日
	2020年　1月20日	（新年号）	Vol.252	原稿締切　2019年11月20日

理事会だより

平成30年度　第５回理事会

開催場所	日本柔整会館２階大会議室
開催日時	平成30年11月29日(木)午後１時～午後４時45分
理事現在数及び定足数	現在数17名　定足数９名
出席者	理事17名中17名出席 工藤、萩原、松岡、豊嶋、三橋、石原、森川、富永、長尾、大藤、市川、川口、伊藤(述)、伊藤(宣)、原、林、和田
理事外の出席者	嶋谷監事、寺本監事、新井情報管理室長、山岡総務部員
議長	工藤会長
司会	三橋総務部長
開会の辞	松岡副会長
閉会の辞	萩原副会長

会議の概要

冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼し会議が開始された。最初に定足数を確認し、議事録署名人は定款第39条に基づき工藤鉄男会長と嶋谷清、寺本欽弥 両監事であることを確認した。

議　題

第１号議案　『災害見舞申請について（愛知県、大阪府：台風21号被害）』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、「災害対策積立金規程」に基づき、申請のあった愛知県（全壊１件）および大阪府（半壊１件）の被災会員に対する災害見舞金の支給を承認可決した。

第２号議案　『選挙管理委員会委員候補者の推薦について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、従来どおり、選挙管理委員会委員候補者の推薦を11地区に依頼することを承認可決した。

第３号議案　『講師派遣依頼について（岐阜県、大分県、千葉県）』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、各県からの派遣依頼について、下記のとおり派遣講師を承認可決した。

岐阜県　平成30年12月７日(金)
三橋裕之 総務部長

大分県　平成31年２月17日(日)
長尾淳彦 帰一学術賞受賞者

千葉県　平成31年２月17日(日)
三橋裕之 総務部長

第４号議案　『交通事故に係る接骨院等検索Webサイト掲載の会員情報に係る各県の対応について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、誤解を与えかねないつくりとなっている標記サイトに掲載されている会員情報について、サイト運営会社あてに会員情報の削除依頼をする等の対応は、都道府県柔道整復師会に一任することを承認可決した。

第５号議案　『公認100周年／日整65周年等について（会長会日程等について）』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、下記について承認可決した。

(1) 全国会長会の開催日程について、100周年前日の平成31年３月６日(水)に開催（7月26日(木)理事会決定）することとしていたが、それを中止して、100周年翌日の３月８日(金)に実施すること（各県の負担がより少なくなる日程で開催）。

(2) 記念品購入については、品目、購入数、金額等を含め、プロジェクトチーム一任とすること。なお、記念品は祝賀会費（2万円）負担者に贈ること。

(3) 従来、都道府県柔道整復師会の式典において、会長表彰等受賞者に副賞（ふくさ）を贈っていたが、３月７日(木)の65周年を含め以後は、表彰状のみとすること。
(4) 都道府県柔道整復師会あてに、標記式典、祝賀会に係る会員の出欠事前確認等に関する文書を発信すること。
(5) その他、標記式典、祝賀会に係る事項は、基本的にはプロジェクトチーム一任で進めていくこと。

第６号議案　『グループ保険各県加入状況を踏まえた今後の対応について』

総務部長から議案について説明があった。各地区、各都道府県における日整グループ保険加入状況について確認し、審議の結果、グループ保険のあり方など今後の対応について、検討していくことを承認可決した。

第７号議案　『ラグビー、オリパラなど新規公益事業の対応について』

学術教育部長から議案について説明があった。標記事業（①各種スポーツ大会等支援事業、②各種教育研修セミナー等の開催事業）について、内閣府担当官に予め確認をとった結果、「変更認定申請」ではなく「変更届出」を新年度以降に内閣府に提出することとなった旨の報告があり、当該事業の概要については、審議の結果承認可決した。

第８号議案　『柔道整復師臨床実習指導者講習会開催主管の指定及び開催について(東京)』

学術教育部長から議案について説明があった。審議の結果、日整主催の標記講習会について、平成31年３月21日（木・祝）及び24日(日)に東京都柔道整復師会主管で開催する旨の申請を、承認可決した。

報告事項

① 平成30年　秋の褒章・叙勲受章者について
② 災害見舞申請について（岡山県　床上浸水１件：平成30年７月豪雨）
③ 北海道胆振東部地震に係る北海道DJAT医療救護活動報告
④ 山口県柔道整復師会の公益認定答申
⑤ NHK「ラジオ深夜便」掲載記事（柔道整復師から学ぶコツコツ健康術）
⑥ マスメディア等を通じた広報活動について
⑦ 被災者健康支援連絡協議会への参加について
⑧ 平成31年度　予算・税制・一般政策に関する要望
⑨ 合同部会次第等について
⑩ 理事会議事録について
⑪ 予算管理月報（９月分）
⑫ 柔道整復師の面接確認に関する方法等について
⑬ 柔整審査会に関する調査結果報告について
⑭ 保険者の不適切な患者照会等事例に係る事務処理状況について
⑮ 日整保険部関係の地区別説明会について
⑯ 柔道整復保険連絡協議会の開催について
⑰ 日整トピック
⑱ 児童向け書籍への写真等の協力について
⑲ ラグビーワールドカップ2019に係る開催地・キャンプ地の自治体および各県ラグビー協会への対応のお願い
⑳ 救護活動等を実施しているスポーツ大会等に関する報告依頼
㉑ 平成30年第２回柔道整復師施術管理者研修実施委員会報告
㉒ 日整会長学術賞受賞者の推薦について
㉓ 全日本柔道連盟医科学委員会報告
㉔ 柔道グランドスラム大阪トレーナー活動について
㉕ 柔道グランドスラム大阪救護活動報告
㉖ JIMTEF災害医療研修について
㉗ 日整柔道大会報告等について
㉘ 上期監査報告
㉙ 各部報告
（総務部）柔整連絡協議会への資料の送付について
（財務部）平成31年度予算作成準備資料

会務執行状況　平成30年10月～11月

日　整　関　係

平成30年10月

日付	曜日	会　議　等	出　席　者
3	水	JICA東京関係者と打合せ	田澤、金井
		業界説明会（近畿医療専門学校）	徳山、川口
5	金	学術教育部会	
6	土	部長連絡会議	
		日整学術・生涯学習講習会	
7	日	第27回日整全国少年柔道大会 第８回日整全国少年柔道形競技会 第42日整全国柔道大会 平成30年全国柔道整復師高段者大会	
10	水	渉外部会	
		（第３回あ、は、き柔整等の広告に関する検討会）	松岡、三橋、新井
11	木	（常務理事会：研修試験財団）	萩原
13	土	業界説明会（名古屋医健スポーツ専門学校）	藤川、長谷川
		日整保険部関係の説明会（北信越）	森川、伊藤、酒井
14	日	業界説明会（京都医健専門学校）	長尾、中田
		業界説明会（IGL医療福祉専門学校、朝日医療専門学校広島校）	伊達、長岡
16	火	保険部会	
17	水	業界説明会（帝京科学大学）	深井、金子
		（第６回理事会：学校協会）	萩原
20・21	土・日	近畿学術大会兵庫大会	工藤、萩原、松岡、長尾
21	日	全日本柔道形競技大会	豊嶋
24	水	JICA東京関係者と打合せ	富永、田澤、金井
25	木	業界説明会（SOLA沖縄保健医療工学院）	松岡、平良
27	土	青森県社団設立40周年記念式典	工藤、萩原
27・28	土・日	滋賀県社団設立70周年・協同組合設立30周年記念式典	工藤、萩原、松岡
31	水	業界説明会（帝京平成大学千葉キャンパス）	山岡、細谷

平成30年11月

日付	曜日	会　議　等	出　席　者
1	木	(第１回施術管理者研修実施委員会：研修試験財団)	萩原、豊嶋、長尾
3・4	土・日	三重県社団設立50周年記念式典	工藤、萩原、松岡
5	月	業界説明会(河原医療福祉専門学校)	松岡、大川、日下
6	火	業界説明会(甲賀健康医療専門学校)	仁科、久西
		業界説明会(育英メディカル専門学校)	大藤、田村
7	水	JIMTEF と打合せ	萩原、富永、田澤、金井
		業界説明会 (専門学校琉球リハビリテーション学院)	國吉
		財務部会	
		業界説明会(東京有明医療大学)	新井、櫻井
8	木	部長連絡会議	
11	日	東海学術大会静岡大会	工藤、萩原、松岡、豊嶋、長尾
		日整保険部関係の説明会(東海)	森川、伊藤、藤川
12	月	業界説明会(日本工学院北海道専門学校)	小池、土屋
14	水	JICA 東京関係者と打合せ	萩原、富永、田澤、金井
16	金	業界説明会(北信越柔整専門学校)	嶋谷、堂本
		(第７回理事会：学校協会)	萩原
		業界説明会(常葉大学)	水野、水口
		業界説明会(帝京短期大学)	浜口、狩野
		駐日モンゴル国大使館レセプション	萩原、三橋、田澤
17	土	業界説明会(日本健康医療専門学校)	深井、櫻井
17・18	土・日	日本柔道整復接骨医学会学術大会	
21	水	業界説明会(大阪医専)	徳山、増井
22	木	(第４回あ、は、き、柔整等の広告に関する検討会)	松岡、三橋、新井
23～25	金～日	グランドスラム大阪2018	豊嶋、田澤、金井
24	土	全柔連医科学委員会	豊嶋
25	日	日整保険部関係の説明会(中国)	森川、伊藤、加藤
27	火	(第４回国家試験出題基準検討委員会：研修試験財団)	三橋、長尾、森川
		(第三者評価モデル事業委員会：研修試験財団)	石原
		業界説明会(明治東洋医学院専門学校)	徳山、川口、増井
28	水	業界説明会(明治国際医療大学)	中村
		監査会	工藤、豊嶋、三橋、石原、嶋谷、寺本
29	木	理事会	

※出席者の名前と役職を列記します

工藤……工藤日整会長
萩原……萩原日整副会長
松岡……松岡日整副会長
豊嶋……豊嶋日整政策部長
三橋……三橋日整総務部長
石原……石原日整財務部長
森川……森川日整保険部長
長尾……長尾日整学術教育部長
富永……富永日整渉外部長
大藤……大藤日整事業部長
伊藤……伊藤宣人日整理事
嶋谷……嶋谷日整監事
寺本……寺本日整監事
新井……新井日整情報管理室長
金井……金井日整特別諮問委員

小池……小池北海道副会長
土谷……土屋北海道理事
田村……田村群馬県専務理事
山岡……山岡千葉県常務理事
細谷……細谷千葉県常務理事
田澤……田澤神奈川県理事
深井……深井東京都専務理事
浜口……浜口東京都理事
櫻井……櫻井東京都理事
金子……金子東京都理事
狩野……狩野東京都理事
酒井……酒井長野県副会長
堂本……堂本石川県副会長
水野……水野静岡県副会長
水口……水口静岡県理事
藤川……藤川愛知県副会長
長谷川……長谷川愛知県副会長
仁科……仁科滋賀県副会長
久西……久西滋賀県理事
中田……中田京都府理事
中村……中村京都府理事
徳山……徳山大阪府会長
川口……川口大阪府副会長
増井……増井大阪府副会長
伊達……伊達広島県会長
加藤……加藤広島県副会長
長岡……長岡広島県副会長
大川……大川愛媛県会長
日下……日下愛媛県副会長
平良……平良沖縄県会長
國吉……國吉沖縄県副会長

「医接連携」の重要性を改めて学ぶ場に

平成30年９月23日（日）、帝京平成大学池袋キャンパスにおいて（公社）日本柔道整復師会第37回東京学術大会が開催された。

今大会は、市民公開講座も兼ねており、連休中ではあったが約600人の参加者にて大変勉強となる生涯教育の機会となった。

開会セレモニーは、金子茂雄進行責任実行委員の司会のもと、三橋裕之実行副委員長の開会の辞で幕を開け、主催者挨拶を工藤鉄男日整会長が述べ、続いて主管挨拶を伊藤述史実行委員長が述べた。

ご来賓の（公社）東京都医師会会長の尾﨑治夫様、帝京平成大学学長の冲永寛子様よりご祝辞をいただいた。

研究発表は２会場で18演題が行われ、両会場とも活発な質疑応答があった。発表者ならびに日整生涯学習・ボランティア活動高単位取得者には表彰が行われ、発表者には伊藤述史大会会長より、日整生涯学習・ボランティア活動高単位取得者には長尾淳彦日整学術教育部長より表彰状と記念品が授与された。

活気あふれる学術大会は、最後に新井宏実行副委員長の閉会の辞で幕を閉じた。

特別講演Ⅰ・市民公開講座

演題　**『保存療法の限界と手術療法の決断**
－整形外科医の判断基準－』

講師　**医療法人社団愛宝会**
浜田山病院理事長・院長　小瀬忠男先生

小瀬先生は、昭和63年東京慈恵医科大学卒業後、国立松本病院研修医を経て慈恵医科大付属病院整形外科入局され多くの病院の役職を歴任。現在は医療法人社団愛宝会浜田山病院理事長・院長を務めている。

【講演要旨】

浜田山病院では整形外科を中心に診療が行われており、平成22年より「運動器疾患」を取り扱っている（公社）東京都柔道整復師会と得手不得手を補完しあう形で「医接連携」を行っている。現在では年間400名を超える患者に「医接連携」で対応している。

今回は症例をレントゲン、CT、MRI、さらには3D画像などの撮影写真のスライドで展開しながらご講演いただいた。難治性の骨折について整形外科での手術適応の判断基準、保存療法で可能か否かの判断基準などもスライドで丁寧にご講義いただけた。レントゲンでは読影し難い骨折も、触診で的確な診断を行う柔道整復師の技能レベルの高さに称賛もいただいた。

我われの施術所には、日々多くの怪我による患者が来院する。小瀬先生のように「医接連携」の重要性を日々考え、一人でも多くの方をより最適な方法で治療できるよう研鑽を重ねたいと自覚する内容であった。最後に質疑応答にも快く答えていただき、特別講演Ⅰ・市民公開講座は盛会のうちに終了した。

特別講演Ⅱ

演題　**『日本柔道整復師会が確立した制度改革の概要』**

講師　**（公社）日本柔道整復師会総務部長**
（公社）東京都柔道整復師会副会長
三橋裕之先生

三橋裕之先生は現在、（公社）日本柔道整復師会総務部長として制度改革に携わり、柔道整復師のため日々、厚生労働省と交渉を行っていただいており、（公社）東京都柔道

整復師会副会長も務められている。

【講演要旨】

（公社）日本柔道整復師会が行った制度改革について三橋総務部長より「1、教育改革としての養成校のカリキュラムの見直し」「2、不正対策としての公的審査会（柔整審査会）の権限強化」「3、開業者の資質向上策としての施術管理者の要件見直し」「4、いわゆる「亜急性」の見直し」「5、柔道整復師療養費料金改定について」「6、保険者の不適切な患者調査の適正化について」「7、電子請求に係わる「モデル事業」の実施」「8、不適切な広告の是正」「9、（仮称）機能訓練指導員協会設立」「10、柔整連絡協議会設立」の項目についてご講演いただいた。1の「教育改革としての養成校のカリキュラムの見直し」では最低履修時間が現行の1530時間から2750時間以上に拡充され、最低履修単位も85単位から99単位以上に拡充されたこと、さらには臨床実習が専科教員資格者または臨床実習指導者講習会修了者に限っては臨地実習を行えるように拡充されたこと、2の「不正対策としての公的審査会（柔整審査会）の権限強化」としては3月28日に「東京都国保連合会柔整審査委員会」で面接懇談がスタートしたこと、3の「開業者の資質向上策としての施術管理者の要件見直し」では新規開業の受領委任の取扱いをする場合に実務経験3年と2日間の研修受講が義務づけられたこと、6の「保険者の不適切な患者調査の適正化について」では新たに厚生労働省から患者照会の適正化文書を発出されたこと、7の「電子請求に係わる「モデル事業」の実施」としては進行状況、8の「不適切な広告の是正」についてはウェブサイトの広告についても規制をかけること、10の「柔整連絡協議会設立」については日本柔道整復師会と全整連が発起人となり開催されたことをスライドにて分かり易くご講義いただき、特別講演Ⅱは盛会のうちに終了した。

（公社）東京都柔道整復師会　学術・教育部員　有馬宏昌

（公社）日本柔道整復師会　第43回近畿学術大会　兵庫大会

「患者ファースト」を胸に、治療者間の議論のあり方を修得

晴天に恵まれた平成30年10月21日（日）、第43回近畿学術大会 兵庫大会が神戸芸術センターにて開催されました。

大会スローガンを「深まる探求心、高まる行動力」として「近畿はひとつ」を合言葉に近畿学術委員会、近畿超音波画像観察小委員会すべての実行委員が力を合わせて大会運営に邁進してまいりました。

近畿学術大会は第Ⅰ会場（特別講演・介護保険活動報告・会員発表）、第Ⅱ会場（養成校ポスタープレゼンテーション）、第Ⅲ会場（超音波画像観察小委員会活動報告会）の3会場に分かれての分科会方式で進行しています。

第Ⅰ会場にて（公社）日本柔道整復師会 工藤鉄男会長の開会挨拶からはじまり、特別講演「柔道整復師と整形外科医のこれから」と題して特定医療法人明仁会 明舞中央病院副院長の田中日出樹先生にご講演いただきました。

講演のキーワードとしては「患者ファースト」「広い視野を持つ」「共通言語の重要性」が挙げられます。正しい根拠に基づく判断と医療が必要だということ、経験則だけでは判断の根拠が自身の経験になってしまい、客観的な診断とそれに基づく議論の積み重ねがとても難しくなることなどが述べられました。

また治療者同士が議論をするためには、前提となる正確な情報の共有が必要だとのお話もありました。

同じ土俵で話し合うためには、客観的事実を基礎知識として共有していないといけないことや、最初に「どこにスポットライトを当てるのか」を決めておかなければならないこと、直観や経験則、暗黙知、身体知を言語化する必要があることなど、議論をす

る上で心がけておくべきポイントについてお話がありました。患者さんをより良い状態にするという目的のもと、お互いに建設的に議論する必要があるという言葉が印象的でした。

また整形外科医と柔道整復師の歴史や、病気と老化の違いについてなどもお話しいただきました。

大変素晴らしい内容で、共通言語の必要性、患者ファーストで話すことの重要性をあらためて感じ、視点をどこに向けて話をするかということが大切であると改めて学びました。

特別講演に続いて、(公社)日本柔道整復師会保険部より、「柔道整復師と地域包括ケアシステム－2018柔道整復師と介護予防－」と題して三谷誉先生にご発表いただきました。

柔道整復師の地域包括ケアシステムへの貢献として医療・介護連携、地域ケア会議などへの参加や総合事業での通所型サービスの流れについて詳しくご説明をいただきました。

介護保険活動報告後、各会場に分かれそれぞれ発表が行われました。

第Ⅰ会場での会員発表は各府県より９演題の発表があり、日常施術で遭遇した鎖骨骨折や肩関節脱臼、趾骨骨折、軟部組織損傷などの症例や介護についての発表が行われました。

第Ⅱ会場では養成校のポスタープレゼンテーションや、８校による13演題の発表がありました。その堂々とした姿にとても頼もしく思いました。

次代を担う学生にとってこの学会での研究、発表の場が、学びをより深めていく機会になればという思いがあります。

第Ⅲ会場では超音波画像観察小委員会による第１部「ポスタースライド展示」、第２部「運動器超音波を使いこなす」、第３部「近畿超音波画像観察小委員会活動方針報告会」が行われました。

今回の兵庫大会では近畿超音波画像観察小委員会川戸典知委員長による「超音波でエビデンスを！」がテーマの講演と「運動器超音波を使いこなす～初級編～」と題した実技が行われました。

第43回近畿学術大会兵庫大会の来場者数は542名でした。

近畿学術大会は実行委員を中心に１年前より会議や準備を進めてまいりました。まさに「手作りの大会」です。

皆様のご尽力に支えられ無事終えることができました。最後になりましたが、すべての関係者にこの場をお借りしてお礼申し上げます。

来年の第44回近畿学術大会はピアザ淡海滋賀県立県民交流センターにて開催されます。お一人でも多くの方に出席いただきたいと思います。

(公社)兵庫県柔道整復師会　学術担当理事　長山　誠

(公社) 日本柔道整復師会　第53回東海学術大会　静岡大会

特別講演で「疼痛メカニズムと保存治療」

平成30年11月11日(日)、愛知県産業労働センターウインクあいちにおいて、本会主管の公益事業である標記の学術大会が開催された。工藤日整会長以下、日整役員、各県の会長のほか、東海４県の会員や一般聴講者を含めた約500名が参加する盛大な会となった。講演の講師を務める星野裕信先生は、(公社)静岡県柔道整復師会の３代前の会長、星野知行先生のご子息であり、当会には格別のご理解とご協力をいただいている。

「特別講演」

演題　「疼痛メカニズムから考える運動器疾患に対する保存治療」

講師　国立大学法人
浜松医科大学附属病院
星野裕信教授

略歴　平成３年　浜松医科大学医学部医学科卒業
平成23年　浜松医科大学医学部
整形外科准教授
平成28年より現職

超高齢社会における運動器

運動器とは、骨格・関節・筋肉・神経など、身体活動を担う身体器官の総称である。日本の総人口は、今後急激に減り続けるが、一方で寿命は年々延びており、2016年に約６万人であった100歳以上の高齢者数は、2050年には60万人に増加すると推測されている。現在、高齢者の加齢に伴う身体機能変化は、20年前と比較し、５～10歳ほどの「若返り現象」を起こしているが、これからさらに進行する超高齢社会に重要なことは日常生活に制限のない期間「健康寿命」の延伸である。要介護または要支援の主な原因として、関節疾患や骨折等の運動器疾患が25％を占めている。老化とともに劣える運動器の機能を維持し、身の回りのことが一人でできる、健康寿命をいかに延ばすかが今後の大きな課題となる。

ロコモティブシンドローム

運動器の障害によって移動能力が低下した状態をロコモティブシンドローム（ロコモ）と呼ぶ。ロコモの発生要因として挙げられるのは、①加齢　②運動不足　③不適切な生活習慣である。進行度は、初期では、疼痛、柔軟性の低下、姿勢変化、可動域制限、筋力低下、バランス低下、であるが、続いて、歩行障害や移動能力低下が発生し、最終的には、生活活動制限、社会参加制限、要介護へと進行していく。健康寿命を延ばすカギは「メタボの次はロコモ」である。

サルコペニア

サルコペニアとは、加齢や疾患により骨格筋量が減少し、筋力または身体能力の低下、移動能力の低下が起こることをいう。症状として、①１カ月に意図しない５％以上の体重減、②転びやすくなった、③歩行速度の低下（0.8m/秒）④握力の低下（男性25kg、女性18kg）などが挙げられ、充分な蛋白質・必須アミノ酸の補充と、筋量維持に影響するホルモン、ビタミンD、成長ホルモン、男性ホルモンの摂取が有効である。

痛みのメカニズムと保存治療

痛みの定義は、「実際の組織損傷、あるいは潜在的な組織損傷と関連した不快な感覚的・情動的体験」である。痛みは本人にしかわからないもので、他覚的な評価は困難である。

急性疼痛は１カ月未満で回復するものと定義されるが、慢性疼痛は、長期にわたる痛みが反復性の侵害刺激となり、中枢神経系における侵害受容ニューロンの増強反応が、難治性の「中枢感作」を起こす。膝および股関節ＯＡの保存治療、中でも非薬物療法で推奨されるのは、①ＯＡの正しい知識を提供する「患者教育」②筋力を増強し、関節の安定性を回復させる「運動療法」③軟骨表面に適度な圧をかけて小刻みに動かす「貧乏ゆすり（ジグリング）」④体重が標準を超えている患者は「減量」⑤膝関節内顆ＯＡの一部の患者に有効な「足底板」⑥温熱療法、がある。サプリメントは日整会の推奨度は低い。実際、服用して症状が緩和する例があるが「プラセボ効果」によるものと考えられる。

なお、中枢感作に起因する慢性疼痛の有効な薬剤として「SNRI（セロトニン・ノルアドレナリン再取り込み阻害薬）」の紹介があった。

骨粗鬆症

骨量のピークは30代にあり、特に女性の場合、閉経後に急激に減少する。骨折をしなければ無症状であるが、転倒による骨折、また、「いつのまにか骨折」が容易に発生する。栄養面では、カルシウム、ビタミンD、ビタミンK（納豆に多く含まれる）の摂取が有効である。

ロコモーション・トレーニング（ロコトレ）

①開眼片足立ち　②スクワット　③大腿四頭筋訓練　④ヒールレイズ　⑤フロントランジ　⑥四股ふみ　⑦ウォーキング、が効果的であり、継続的に行うことが大事であると強調された。

厚生労働省が公開した「平成29年度簡易生命表」によれば、日本人の平均寿命は過去最高を更新し、男性は『81.09歳』女性は『87.26歳』となった。

男女とも世界の長寿トップ３にランクインしている。

しかし、これからの時代は平均寿命を上げることだけではなく、『健康寿命』を考慮して高齢期においても生活の質（QOL）を重視し、長くなった寿命を「心身ともに元気な状態の期間」とするよう、健康に明るく自立して暮らすことを目指す必要がある。

それこそが、少子高齢化が進む日本の理想的な社会の未来像ではないだろうか。

さらに柔道整復師として、運動器疾患の損傷にも携わっているため保存的治療の必要性も示された。

この事業実現は、今の日本にとって喫緊の課題が示されたと思う。今回の講演を聴講して、我われのマンパワーを健康寿命を延ばす手立てとして活用していただき事業の一翼を担うことできるように精一杯尽力することが、業界全体の大きな存在意義に繋がることを期待している。

（公社）静岡県柔道整復師会　学術部長　水口勝善

よくわかる文章表現の技術Ⅰ ―表現・表記編―［新版］

学術教育部
長谷川　貴一

われわれは時として、論文を書いたり広報誌に投稿したりする機会に遭遇します。そんなときは誰もが、自分の言いたいことを読み手に確実に伝えたいと思うはずです。上手な文章を書くには文章全体を論理的に構成する能力が欠かせませんが、その前にまずは作文のルールを知る必要があります。ところが多くの人がそれをきちんと学んだ経験を持たないのが実情ではないでしょうか。

日本語は正規の表記法（正書法）が充分に確立していない、一国の公用語としては極めて珍しい言語だそうです。それが文章作成のルールを学ぶことを阻んできた理由でもあります。著者は「無意識化された日本語の意識化」と「統計的に考える日本語表現法」の二つをキーワードに、200人前後の学生に例文と課題を与え、その結果から導き出した統計的データを駆使して、日頃はっきりしたルールも知らずに無意識に書いている文章表現の良し悪しを理論的に解説しています。

読点（、）を打つ場所や漢字とひらがなの使い分け、事実と意見の書き分け、接続詞の使い方、文の長さと読みやすさ、段落の考え方など、本著は文書作成のルールと基礎を学ぶには絶好のガイドブックです。

他にも、「Ⅱ．文章構成編」・「Ⅲ．文法編」・「Ⅳ．発想編」・「Ⅴ．文体編」があります。これらを読破すれば、あなたはきっと“上手な文章が書ける柔道整復師”としての第一歩を踏み出せるはずです。

著　者　石黒　圭
発行社　株式会社明治書院
定　価　本体1,900円＋税
2009年11月20日第一版発行
ISBN978-4-625-70405-5

日整HP「インフォメーション」からご覧いただけます

Information

http://www.shadan-nissei.or.jp/info/index.html

インフォメーションのHPはこちら

全国の公開講演会・学術大会・公益ボランティア活動報告

国民のため、地域住民のため、患者さんのため公益活動をしてまいります

都道府県名	開催年月日	事業名・URL
北海道	平成30年 ９月10～12日 (月～水)	平成30年北海道胆振東部地震　北海道柔道整復師会 北海道DJAT医療救護活動 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/248/1/1.pdf
群　馬	平成30年 ９月23日(日)	日赤群馬県支部災害救護訓練に参加 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/248/10/1.pdf
千　葉	平成30年 10月18日(木)	平成30年度　成田国際空港　航空機事故消火救難総合訓練に参加 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/248/12/1.pdf
石　川	平成30年 10月28日(日) 11月25日(日)	第４回金沢マラソン2018救護トレーナー活動 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/248/19/1.pdf 東京オリ・パラを盛り上げる講演会 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/248/19/2.pdf
奈　良	平成30年 10月31日(水)	『安全・安心まちづくり推進の連携・協働に関する協定』締結 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/248/27/1.pdf
和歌山	平成30年 11月11日(日)	第18回和歌浦ベイマラソンwithジャズ 救護・トレーナー活動 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/248/28/1.pdf
大　阪	平成30年 11月３日(土・祝) 11月10日(土) 11月18日(日) 11月21～23日 (水～金) 11月25日(日)	北区交流まつり2018　健康増進・健康相談ブース設置 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/248/30/1.pdf 第22回 西区ふれあいまつり」活動報告 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/248/30/2.pdf 西成区民まつりに参加　“骨密度測定を奨励” http://www.shadan-nissei.or.jp/info/248/30/3.pdf 柔道・グランドスラム大阪の練習会場として本会会館を使用 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/248/30/4.pdf 第８回大阪マラソン　ランナーサポート活動 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/248/30/5.pdf
岡　山	平成30年 ７月８日(日)～	西日本豪雨災害　岡山県柔道整復師会のとりくみ http://www.shadan-nissei.or.jp/info/248/31/1.pdf
佐　賀	平成30年 11月24日(土)	佐賀大学附属病院で災害訓練に参加 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/248/42/1.pdf

※「日整フォーラム（都道府県だより）」は名称を「インフォメーション」に変更しHPに移動しました。

日整文芸

（作品は1人3首〈句〉までといたします）

【短歌】

福岡県　山下　智章

白妙の雪の果てかと思ほゆる
梅咲き眺む有明の月

梅雲や鶯呼びて花降らし
曲水の宴歌は詠まれる

雛祭り御内裏様の家臣なら
吾は誰そっと思ひ見るかな

【俳句】

群馬県　鈴木　乗風

筆初

何願ふ孫七人や初明かり
老刀自や家例の雑煮伝へ祝ぐ
香を放つ奈良の古墨や筆初

東京都　伊藤　正信

柚子の黄に青空と言ふ大テント
荒川の広き下流の浮寝鳥
夜ばなしの男ばかりとなりにけり

福井県　田上　滋良

初暦

ピン跡の太き柱の初暦
小正月たまには母の爪を切り
筆ぐせであなたと分かる賀状受く

【川柳】

北海道　阿部　篤夫

認知症びっくりしたね小雁さん
プラ破片世界の海は汚染中
脱相撲芸能界で活躍を

石川県　東　勝一

暗闇の暮らし教える灯の力
人は皆水無くしては生は無し
極楽は畳一丈の眠りから

〈一般投稿〉

【短歌】

奈良県　長谷川　治三郎

風景

セミしぐれ小雨に鳴くやからからと
夏も終りにさわやかに聞く

すいせんやかれんな姿見せ入れば
点在するは初夏の姿

あでやかな湖面に姿写してや自然の景色
映えて色づく

「日整文芸欄では一般の方々からの投稿を募集しております」

渉外部

日整文芸は、会員の方に加え、一般の方々からも「短歌」「俳句」「川柳」を募集します。一般の方の投稿は、日本柔道整復師会会員を通じて、都道府県名、紹介会員名および連絡先、作品提出者名を明記の上、ご応募してください。

日整文芸を通じて読者の皆様とよい交流の場となればと願っております。

作品は会員と同じく１人３首〈句〉までといたします。多くのご応募をお待ちしております。

宛　先　〒110-0007　東京都台東区上野公園16番９号
公益社団法人　日本柔道整復師会渉外部
TEL：03-3821-3511　FAX：03-3822-2475
E-mail：kouhou@shadan-nissei.or.jp

四　季　の　風

不易流行

明けましておめでとうございます。今年は４月30日に天皇陛下が譲位され、皇太子さまが５月１日に新天皇となり、改元とともに新しい時代が始まります。どんな元号になるのか、国民の皆様の関心も高まりつつあると思います。「昭和」や「平成」など、これまでの元号は、その時、その時代のイメージを共有できます。元号の右の年数は、西暦の４桁よりも少ないので覚えやすいという特徴もあります。

しかし、年の途中で元号が変わることによる年数計算の不便さもあり、一般社会では西暦を使うことが増えているようです。元号については、このようにさまざまな考え方がありますが、天皇陛下を象徴とする日本特有の文化であり、長く社会に根付いています。

我が業界も大正９（1920）年に柔道整復術として公認されてから100年を迎えようとしています。これまで困難な道を切り開いてこられたのは、先人の努力と多くの方々のお力添えはもとより、国民の皆様に柔道整復術が必要とされてきたからに相違ありません。

私は昭和25年生まれです。西暦で言うと、あれ何年だっけ、と、すぐに浮かんできません。そんな私が中学・高校の頃、怪我をすると柔道の先生が開業している接骨院へ通いました。そこには骨折や脱臼の患者さんがたくさんいました。私も骨折と脱臼を整復してもらった経験があり、徒手整復術はまさに保存療法の神髄であると思います。

しかし、以前に仲間からこんな話を聞きました。肘内障の患者さんが接骨院へ行ったところ、整復せずに別の接骨院を紹介されたとか。また、足関節の捻挫で接骨院へ行った患者さんは、処置も受けずに医療機関へ回されたとか。もちろんその時の状況はわかりませんが、本当にそんなことあるの、と疑いたくなります。これでは療養費の「受領委任方式」で健康保険を取り扱っている価値が全くなくなってしまいます。

こんな柔道整復師ばかり増えたら、この先の100年の計は立ちません。これまでの100年は、柔道整復術＝徒手整復術による保存療法で治ることを前面に押し出していたので存在感があったものと思います。この歴史的経緯を大切にしなければなりません。これからの100年も国民の皆様から求められるために重要なのは医療人としての「資質の向上」です。そのために日整は積極果敢な行動をとり、平成の大改革として「教育改革」と「制度改正」を実現させ、すでに平成30年度から適用されています。

さらに日整は、保険の取り扱いと柔道整復師の整復技術・資質のバランスを保つために、今年から「匠の技」プロジェクトを立ち上げ、骨折と脱臼の整復技術向上に向けて取り組みます。

このような前向きの姿勢と行動の先には必ず進歩があることを信じ、みんなで力を合わせて次の100年に向かいましょう。

渉外部　田村　　清

平成31年1月20日発行
公益社団法人　日本柔道整復師会
〒110-0007 東京都台東区上野公園16－9
電 話 (03)3821-3511（大代表）

発 行 人　工 藤 鉄 男
編 集 者　富 永 敬 二
制作・印刷所　東京リスマチック株式会社

日本柔道整復師 協同組合員 のみなさまへ

日整協同組合 「新・柔道整復師賠償保険制度」は
「鍼灸師賠償」がオプションとして加入できます！！

毎月ご加入できます！

「新・柔道整復師賠償保険」では、「柔道整復師業務」の賠償事故だけでなく、任意オプションで「鍼灸師などの業務」「日常生活」「個人情報漏えい」の賠償事故も補償できます！！

基本プラン ＋ **任意オプションプラン**（任意に1つからでも選択できます）

「基本プラン」は以下による賠償事故を補償します！

- 「柔道整復師業務」（柔道整復師特約）
- 「院内施設の不備」（施術所危険担保追加条項）
- 「自由・名誉の侵害、プライバシーの侵害」（人格権侵害担保条項）
- 「院内施設でのケガ見舞金」（傷害見舞費用担保追加条項）

「任意オプションプラン」は以下による賠償事故を補償します！

- ①「鍼灸師などの業務」（はり師、きゅう師 あん摩・マッサージ・指圧師に関する特約条項）
- ②「日常生活」（個人賠償責任保険）
- ③「個人情報漏えい」（個人情報取扱事業者保険）

＊「任意オプションプラン」だけでのご加入はできません。必ず「基本プラン」とのセットでのご加入となります。

総合補償制度（所得補償・医療補償等）

毎月ご加入できます！

病気・ケガ・交通事故による所得減・医療費等をトータルで補償します！！

日整協同組合ならではの割引です！

（所得補償保険、新・団体医療保険※、交通事故傷害保険）
24%割引！
（団体割引20%＋過去の損害率による割引5%）
※医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険

（団体長期障害所得補償保険）
20%割引！
（団体割引20%）

（ゴルファー保険）
25%割引！
（団体割引25%）

ホールインワン 100万円まで補償！！

（注）団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
この内容は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせください。

＜引受保険会社＞
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
〒160－8338　東京都新宿区西新宿1－26－1
団体・公務開発部　第二課
（TEL）03－3349－5402　（FAX）03－6388－0161
受付時間　平日／午前9時から午後5時まで

＜取扱幹事代理店＞
アームリンク　株式会社
〒371－0844　群馬県前橋市古市町1－43－6　真塩ビル2F
（TEL）027－255－3233　（FAX）027－280－4659
受付時間　平日・土曜　午前9時から午後5時まで

SJNK18-08997（2018.10.18）

お車のご相談は何でもご連絡ください！

「カーライフデスク」ではディーラーや車を熟知したスタッフが対応いたします！

（ご紹介者さま）

新車が欲しい！
という方が
身近にいますが・・

まずCLDへお電話下さい！！

☆ご希望に一番近い条件のカーディーラーをご紹介します。
☆パンフレットのお取り寄せなどをお手伝いします。
☆購入される際の様々な疑問点などのご相談もお受けします。

（損保ジャパン日本興亜自営課担当者）

○○自動車担当の私がご希望に添ったディーラーに紹介致します。私が責任をもって最良の条件を出してもらうよう努力します。

©JAPAN-DA

損保ジャパン日本興亜の紹介制度を利用するとどんなメリットがあるの？
☆損保ジャパン日本興亜のネットワークを利用した優良ディーラーへ簡単・ダイレクトに繋がります。
☆お車購入でご不明な点も「カーライフデスク」がサポートします。

☆お車購入ご紹介の際のお願い☆
ディーラーとの見積や商談に入る前にご連絡下さい。
（先にディーラーにお名前などを告げると紹介と認められない場合があります）

損保ジャパン日本興亜
「カーライフデスク（ＣＬＤ）」
電話：0120-001-297
受付：9:00～17:00

これからの医療の
進化を見据えた
がん保険。

\NEW/
生きるための
がん保険
Days1

誕生！

\NEW/
あなたの保障を最新化
生きるための
がん保険
Days1プラス

がんを経験された方へ
生きるための
がん保険
寄りそうDays

がん保険は集団取扱がございます

ちゃんと応える
医療保険
Lady's EVER

ちゃんと応える
医療保険
EVER

健康に不安がある人も入りやすい
ちゃんと応える
医療保険
やさしいEVER

病気やケガで働けなくなったときの
給与サポート保険

【お問い合わせ先】

募集代理店　株式会社 アイビージェイ　東京都渋谷区千駄ヶ谷5-15-5 DSビル4F

0120-5931-98　営業時間
平日（月～金）9:00～17:00

国際保険株式会社は、2019年1月1日より株式会社アイビージェイに社名変更いたしました。

引受保険会社　Aflac アフラック
東京総合支社　東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト17F
当社保険に関するお問合せ・各種お手続き　コールセンター 0120-5555-95

公益社団法人 日本柔道整復師会の皆さまへ

日本柔道整復師会総合賠償保険

＜柔道整復師特別約款・施設所有（管理）者特別約款＞

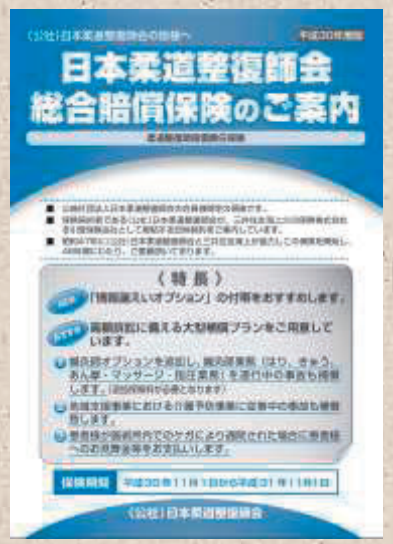

昭和 47 年より日本柔道整復師会の会員の皆さまを柔道整復業務にかかわる事故からお守りしています。

保険期間：毎年 11 月 1 日から 1 年間（中途でもご加入頂けます）

【特徴】

- 日本柔道整復師会と三井住友海上とが会員の皆さまのために開発した保険です。
- 地域支援事業における介護予防事業に従事中の事故も補償いたします。
- 患者様が施術所内でのケガにより通院された場合の患者様へのお見舞金等も補償いたします。
- 鍼灸師オプションを追加する事で、鍼灸師業務（はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧業務）を遂行中の事故も補償いたします。（追加保険料が必要となります）
- 【NEW】「個人情報漏えい」の賠償事故等を補償するオプションを追加いたしました。

団体長期障害所得補償保険（GLTD）・所得補償保険

最長 70 才に達した日まで病気・ケガでの休業等による収入減を補償いたします。

保険期間：毎年 8 月 1 日午後 4 時から 1 年間（中途でもご加入頂けます）

【特徴】

- 業務中・業務外を問わず病気・ケガで就業障害・就業不能となった時の収入減を補償します。
- 保険料はそれぞれ下表の割引が適用されており、個人でご契約されるよりお得です。

保険種類	団体割引率(注1)	損害率による割引(注2)	合計割引率
団体長期障害所得補償保険（GLTD）	15%	—	**15%**
所得補償保険	20%	40%	**52%**

（注１） 前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増引率が適用されます。
（注２） 損害率により、毎年割引率が見直しされます。
上記割引率は平成 30 年 8 月 1 日に保険期間を開始した契約のものです。

※この内容は保険の特徴を説明したものです。詳しい内容については、専用パンフレット「日本柔道整復師会総合賠償保険のご案内」「日本柔道整復師会団体長期障害所得補償保険（GLTD）・所得補償保険・団体総合生活補償保険（MS&AD 型）のおすすめ」をご参照いただくか取扱代理店または三井住友海上の営業店にお問い合わせください。

＜団体窓口＞
公益社団法人日本柔道整復師会 事務局 TEL:03-3821-3511

＜引受保険会社＞
三井住友海上火災保険株式会社
広域法人部営業第一課
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1
TEL:03-3259-6692 FAX:03-3259-7218

＜主要取扱代理店＞
株式会社ウーベル保険事務所
〒104-0041 東京都中央区新富 2-4-5 ﾆｭｰ新富ﾋﾞﾙ 8F
TEL:03-3553-8552 FAX:03-3553-8553

B18-101329 使用期限 2019 年 8 月 1 日

日本柔道整復師協同組合の組合員様へ
新しいタイプの「ジェル状マッサージクリーム」をご案内します

○こりや痛み

こりや痛みは年代を問わずに多くの人が悩まされています。原因の多くは炎症とされています。痛みやこりには有効成分を塗布する消炎鎮痛クリームを利用している人も多いと思います。ご案内の「ジェル状マッサージクリーム」は一般的な消炎鎮痛クリームとは異なります。

○塗るゲルマニウム

この「ジェル状マッサージクリーム」はゲルマニウム、プラチナ、白金、金、銀、マグネシウムやトルマリンなどを配合。ゲルマニウムなど様々な元素間に発生する<電位差>とトルマリンからの微弱電流を活用。ジェル状クリームの内部に電子エネルギーを放出させています。電子エネルギーという考えによる新しいタイプのジェル状クリームです。肌にやさしいスクワランやヒアルロン酸なども配合しています。

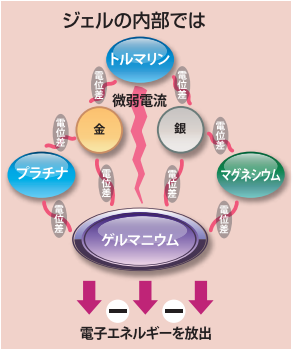

○メカニズム

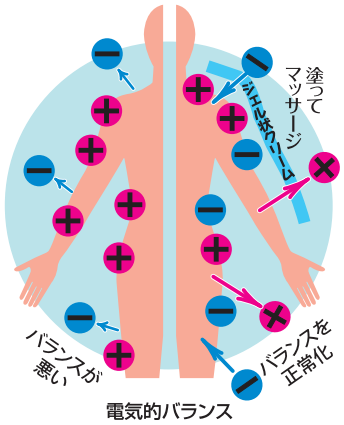

実は人の身体はプラスとマイナス電子的エネルギーのバランスにあると言われています。電子的エネルギーのバランスが悪いところは炎症レベルが高い可能性があります。

この「ジェル状マッサージクリーム」を塗ると放出される電子エネルギーが乱れた電気的バランスを正常化すると言われます。

○塗ってみる

熱く感じるところはバランスが悪く炎症のレベルが高いと言われます。逆にバランスが正常なところは熱くなりません。『実感できるのがいいね』*とは体験者様。ジェル状のクリームなのでベタつかず塗りやすい。臭いもなく、いつでもどこでも使えます。

気になるところのこりや痛みに悩んでいる方におすすめします。安心、安全の日本製です。

○肩のこりに悩んでいる女性

このジェルクリームを塗ってマッサージしてみました。温かくなり気持ちがよく肩が軽くなりました。使い続けたいですね。*

＊個人の感想です

■Body Care Gel（ボディケアジェル）〈ゲル状マッサージクリーム〉

成分/水、BG、ジメチコン、グリセリン、ペンチレングリコール、スクワラン、レパゲルマニウム、トルマリン、白金、金、銀、リン酸アスコルビルMg、塩化Mg、加水分解コラーゲン、ヒアルロン酸Na、炭酸水素Na、アラントイン、トコフェロール、ラフィノース、グリコシルトレハロース、バニリルブチル、加水分解水添デンプン、セルロースガム、カルボマー、テトラオレイン酸ソルベス-40、ラウレス-7、ポリアクリルアミド、水添ポリ（C6-12オレフィン）、水添ポリイソブテン、水酸化Na、フェノキシエタノール

85g 販売用	1個	希望小売価格 6,000円＋税	⇒ 組合員様（発注単位６個） 4,000円＋税
200g 販売用	1個	希望小売価格 12,000円＋税	⇒ 組合員様（発注単位３個） 8,000円＋税
500g 施術用	1個	希望小売価格 30,000円＋税	⇒ 組合員様（発注単位1個） 19,600円＋税

※送料は無料。但し、発注単位に満たさない場合は別途送料申し受けます。

お取り扱いについて問い合わせ先
株式会社ナカトミ
〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-5-1 馬喰町有楽ビル4階 www.nakatomi.co.jp
TEL：03-3663-7237 FAX：03-3663-7293 メール：info@nakatomi.co.jp

Linkx リンククロス

わたしらしい「健康」を。

リンククロスとは、あなたに心地よく、楽しく、健康を維持していただくことをコンセプトとした、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の健康サービスブランドです。
保険だけでなく、身近で健康をサポートする存在になるため、リンククロスはあなたの健康を支える情報アプリを提供しています。ぜひお試しください。

Linkx siru リンククロス

私の健康を
支える
情報アプリ

登録は
こちらから

代理店コード：
募集人コード：
企業コード　：67402

POINT

- スキマ時間にトレンド健康術を身につけられる！
- 年代や読んだ記事に応じて、
  あなたにピッタリな記事を配信！
- 気になる記事をお気に入り登録できる！

[バーコードが読みとれない場合]
お手数ですが、「リンククロス シル」ウェブサイト https://home.linkx.life/ の「新規登録はこちら」からご登録をお願いします。
会員登録情報入力画面の「代理店コード」「募集人コード」「企業コード」欄には、バーコード右隣に記載の各種コードを入力のうえご登録ください。
会員登録後、「リンククロス シル」 ウェブサイト内メニューの「リンククロスアプリ」からご興味のあるアプリをダウンロードしてください。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

＜お問い合わせ先＞
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社 群馬支社
〒371-0023 群馬県前橋市本町１-４-４
損保ジャパン日本興亜前橋ビル７階
ＴＥＬ：027-223-5126　　ＦＡＸ：027-223-5136

Foot Navi

3D

New

従来の機能に立体計測をプラス
かかとから足首までフォローします

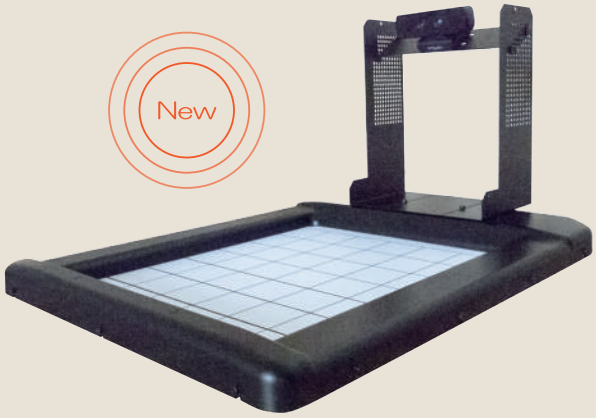

- 足長、足幅、足囲を立体的に正確に計測
- かかとの傾斜角度からプロネーション（回内・回外）傾向の確認
- 測定結果を CAD データとして活用できシューズや
  インソールのマッチングが可能

● より多角的な計測が可能になりました

足底圧計測結果画面

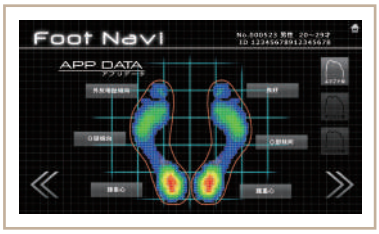

足底圧、重心の計測結果が表示されるとともに偏平足、O 脚、外反母趾、踵重心など予測される足の傾向が示されます。

各画面への切替はワンクリックで OK です。

立体計測結果画面

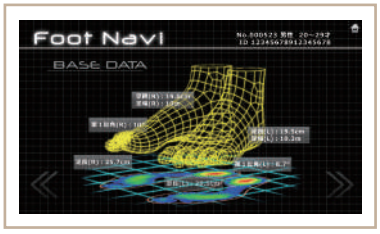

測結果の数値が左右それぞれ表示されます。
従来の足長、足幅に加えて足囲、第一趾角度も表示されます。
これによりより詳細なフィッティングが可能になります。また第一趾角度が明らかになることで外反母趾の程度と圧力の関連をより感覚的に読み取っていただけます。

足首角度結果画面

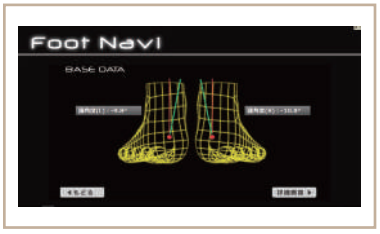

静止時の足首の角度を計測し表示します。
自身の足首の傾き加減を視認することができます。
歩行時のオーバープロネーション（過内回）やアンダープロネーションが膝や腰に悪影響があり正しい歩行の妨げとなることがわかっています。
足首の角度をきちんと計測し正しい姿勢や歩行に繋げていただけるようアドバイスしていただけます。

株式会社 COMFORT LAB　〒577-0011　大阪府東大阪市荒本北 1-4-17TEL06-6748-1555 ／ FAX06-6748-1556 ／ URL www.comfortlab.jp
copyright © 2017 COMFORTLAB.Ltd All Iright reserved.

医療人の原点へ
現代医療の未来へ

TAU 東京有明医療大学

■ 保健医療学部（鍼灸学科／柔道整復学科）
■ 看護学部　　（看護学科）

附帯教育 ※保健医療学部のみ

（公財）日本スポーツ協会公認AT適応コース　アスレティックトレーナーコース
（公財）健康・体力づくり事業財団 健康運動実践指導者養成校　健康運動実践指導者コース

■ 大学院

・保健医療学研究科　博士前期課程／博士後期課程
・看護学研究科　　修士課程

〒135-0063 東京都江東区有明２丁目９番１号　Tel.03-6703-7000
りんかい線「国際展示場」または「東雲」駅より徒歩13分
ゆりかもめ「有明テニスの森」駅より徒歩10分

http://www.tau.ac.jp

厚生労働大臣認定・指定

日本鍼灸理療専門学校
日本柔道整復専門学校

■ 本科 鍼灸あん摩マッサージ指圧科（第1部 3年・第2部 3年）
■ 専科 鍼灸科（第1部 3年・第2部 3年）
■ 柔道整復科（第1部 3年・第2部 3年）

附帯教育

（公財）日本スポーツ協会公認AT適応コース　アスレティックトレーナー専攻科

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町20番１号　Tel.03-3461-4787
「渋谷」駅 南改札西口より徒歩５分

http://www.hanada.ac.jp

伝統と歴史を刻み、進化する未来へ。

呉竹学園は、
今までも、これからも、
時代に適応した人材を育成し、
社会に貢献する努力を続けます。

学校法人
呉竹学園
Established 1926

http://www.kuretake.ac.jp/

東京医療専門学校

〒160-0008 東京都新宿区三栄町3　TEL:03-3341-4043

伝統医療と現代理論の融合。

東京医療専門学校は、十分な知識・技術を持った上で
柔軟な思考のできる懐の深い医療人の育成を目指します。

呉竹鍼灸柔整専門学校

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-7-24　TEL:045-471-3731

社会の信頼と尊敬を得る医療人の育成。

呉竹鍼灸柔整専門学校は、人格形成に力を注いだ教育により
社会の信頼と尊敬を得る医療人を育成します。

呉竹医療専門学校

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-185-1　TEL:048-658-0001

社会ですぐに活躍できる“あなた”になるために。

医の東西を問わず十分な知識と技術を備え、
全人的医療を施すことの出来る医療人を育成します。

創業江戸中期
いにしえの昔より
語り継がれた江戸の味

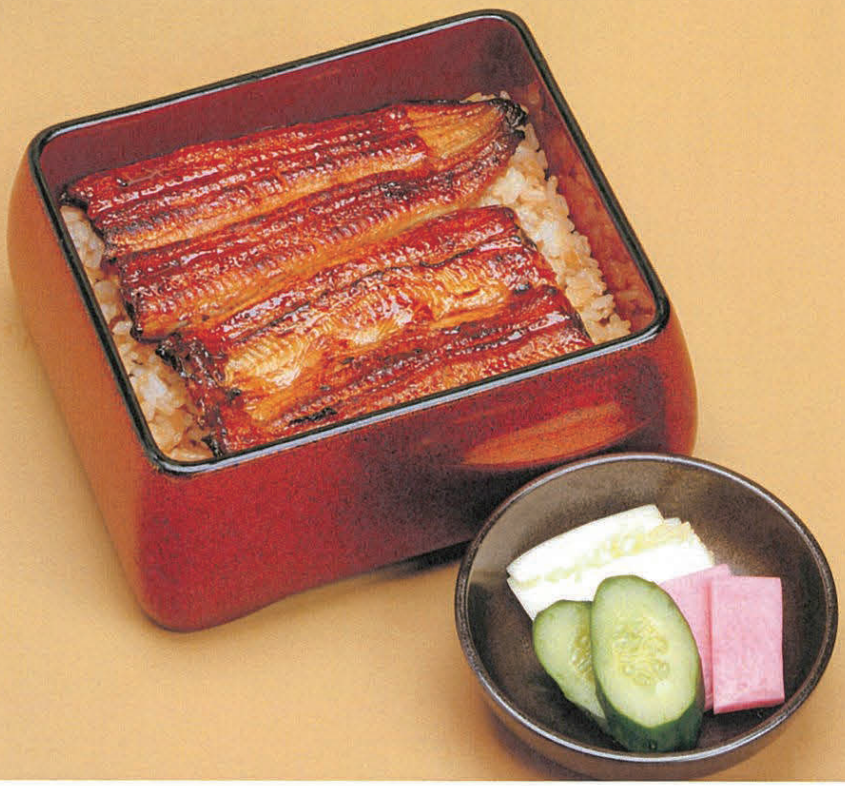

上野池之端
鰻割烹 伊豆榮

本店 03(3831)0954
不忍亭 03(3832)0785
梅川亭 03(5685)2015
永田町店 03(3581)7093
http://www.izuei.co.jp/

オリジナルグッズを作成しませんか？

少部数で作成できます！

応援アイテムもオリジナルで！

- 垂れ幕・横断幕
- タトゥーシール
- うちわ

教室・イベントのご案内に！

- パンフレット
- ポスター
- チラシ

大会の思い出を残すなら！

- オリジナル
  フォトカレンダー
- オリジナルアルバム

■印刷のご依頼は、下記までお気軽にお問い合わせください。

東京リスマチック株式会社
なんでもご相談窓口
「プリントデスク」 0120-269-132（プロ級 インサツ）
［窓口受付時間］平日(月～金)9:00～17:00
E-mail：support@lithmatic.co.jp

リスマ　印刷　検索

日本創発グループ
JAPAN CREATIVE PLATFORM GROUP

柔道整復師向けレセプト発行システム

三四郎くんは、日本全国で最も多く使われている接骨院・整骨院専用のレセコンです！

他社からのデータ移動もお任せ下さい！

※一部ご希望に添えない場合があります。

保険証入力画面 ▲
傷病通院入力画面 ▶

使い勝手の良い操作性はもちろん、療養費改正等の保険改正にすばやく対応。迅速サポートでご好評を頂いている『三四郎くん』は、常に進化を続ける信頼と実績の事務管理ソフトです。

HS-2200 ライトプラン

キャンペーン中

特別価格にてご提供致します！

詳しくは担当営業にお尋ね下さい。

医療機器認証番号：
225AHBZX00034
製造販売元：
本多電子株式会社

東京ショールーム・SSB研修センター

東京都千代田区神田三崎町2-7-10
帝都三崎町ビル 7F

超音波画像ファイリングシステム

ウルトラ三四郎 Next

大切な超音波画像をUSBメモリで簡単取り込み・保存できます！

超音波画像観察装置 ラインナップ

骨・軟骨・筋・腱・靭帯などがリアルタイムに観察できます。

※その他、様々な機種を取り揃えております。

Viamo c100

医療機器認証番号：
228ACBZX00020000
製造販売元：
キヤノンメディカルシステムズ株式会社

ARIETTA Prologue SE

医療機器認証番号：
227ABBZX00109000
製造販売元：株式会社日立製作所

SONIMAGE HS1

医療機器認証番号：
226ABBZX00051000
製造販売元：コニカミノルタ株式会社

デモンストレーション
好評受付中！

SSB 株式会社 エス・エス・ビー

WEB | https://www.sanshiro-net.co.jp/

本 社 | 〒305-0853 茨城県つくば市榎戸748-2 沼尻産業ビル
TEL 029-839-0346 / FAX 029-838-0874

営業所 | 東京、札幌、青森、仙台、北陸、北信越、名古屋、関西、中国四国、福岡、鹿児島

最新柔整情報が読める！！柔整ホットニュース
▶▶▶ http://www.jusei-news.com

Judo Therapist Code of Ethics

Widely recognized as a part of Japan's national medical system, Judo therapy has been passed down from generation to generation. With the aim of continuing the tradition and practice into the future, the following code outlines the philosophy of the practitioners of Judo Therapy, as wells as its ideals and goals.

1. Practitioners of Judo therapy shall carry out their work with pride and responsibility, persisting in compassionately aiding humanity through their work.
2. Practitioners of Judo therapy shall endeavor to nurture the people as role models of the nation, while cultivating the spirit of Judo, as they have since the ancient times.
3. Practitioners shall endeavor to value cooperation and respect focusing on their work without acting above or below their positions.
4. Practitioners, while continuously striving for the improvement of the esteemed techniques in the study, they will treat their patients with earnestness, sincerity, and in good faith.
5. With this code, they will honor their entrusted duties, strictly keeping the confidential information obtained in the course of this business, and with all their effort, in the recovery of the patient regardless of race, religion, sex, and any other social status.

June 14 1987

柔道整復師倫理綱領

国民医療の一端として柔道整復術は、国民大衆に広く受け入れられ、民族医学として伝承してきたところであるが、限りない未来へ連綿として更に継承発展すべく、倫理綱領を定めるものとする。ここに柔道整復師は、その名誉を重んじ、倫理綱領の崇高な理念と、目的達成に全力を傾注することを誓うものである。

1、柔道整復師の職務に誇りと責任をもち、仁慈の心を以て人類への奉仕に生涯を貫く。

2、日本古来の柔道精神を涵養し、国民の規範となるべく人格の陶冶に努める。

3、相互に尊敬と協力に努め、分をわきまえ法を守り、業務を遂行する。

4、学問を尊重し技術の向上に努めると共に、患者に対して常に真摯な態度と誠意を以て接する。

5、業務上知りえた秘密を厳守すると共に、人種、信条、性別、社会的地位などにかかわらず患者の回復に全力を尽くす。